平成26年

三重県議会定例会会議録

平成26年

三重県議会定例会会議録

第 20 号

○平成26年9月25日(木曜日)

議事日程(第20号)

平成26年9月25日(木)午前10時開議

第1 県政に対する質問

[一般質問]

会議に付した事件

日程第1 県政に対する質問

会議に出欠席の議員氏名

出席議員	50名			
1	番	下 野	幸具	功
2	番	田中	智 ł	也
3	番	藤根	正身	典
4	番	小 島	智	子
5	番	彦 坂	公之	Ż
6	番	栗野	仁 ‡	尃
7	番	石 田	成生	生
8	番	大久保	孝学	栄
9	番	東		豊
10	番	中 西	· 	勇
11	番	濱 井	初身	男

12	番	吉	Щ		新
13	番	長	田	隆	尚
14	番	津	村		衛
15	番	森	野	真	治
16	番	水	谷	正	美
17	番	杉	本	熊	野
18	番	中	村	欣-	一郎
19	番	小	野	欽	市
20	番	村	林		聡
21	番	小	林	正	人
22	番	奥	野	英	介
23	番	中	Ш	康	洋
24	番	今	井	智	広
25	番	藤	田	宜	三
20	E	月 余	Щ	н.	_
26	番	後	藤	健	_
				健	
26	番	後		健	_
26 27	番	後 辻	藤	健 三=	一
26 27 28	番 番	後辻笹	藤井	健三量	一 千宣 司
26 27 28 29	番 番 番	後辻笹稲	藤井垣	健三健昭	一 宣 司 義
26 27 28 29 30	番 番 番	後辻笹稲北	藤井垣	健三健昭裕	一宣 司 義 之
26 27 28 29 30 31	番 番 番 番	後辻笹稲北舘	藤井垣川	健三健昭裕直	一宣司義之人
26 27 28 29 30 31 32	番 番 番 番 番 番	後辻笹稲北舘服	藤井垣川部	健三健昭裕直富	一宣司義之人男
26 27 28 29 30 31 32 33	番番番番番番番番番	後辻笹稲北舘服津	藤井垣川部田	健三健昭裕直富健	千宣司義之人男児
26 27 28 29 30 31 32 33 34	番番番番番番番番番	後辻笹稲北舘服津中	藤 井垣川 部田嶋	健三健昭裕直富健年	千 司 義 之 人 男 児 規
26 27 28 29 30 31 32 33 34 35	番番番番番番番番番番	後辻笹稲北舘服津中青	藤 井垣川 部田嶋木	健三健昭裕直富健年謙	一宣司 義之 人 男 児 規 順
26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36	番番番番番番番番番番番	後辻笹稲北舘服津中青中	藤 井垣川 部田嶋木森	健三健昭裕直富健年謙博	一宣司義之人男児規順文

40	番		前	田	剛	志
41	番		舟	橋	裕	幸
43	番		三	谷	哲	央
44	番		中	村	進	_
45	番		岩	田	隆	嘉
46	番		貝	増	吉	郎
47	番		Щ	本		勝
48	番		永	田	正	巳
49	番		Щ	本	教	和
50	番		西	場	信	行
51	番		中	Ш	正	美
(52	番		欠			員)
(42	番		欠			番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局	長		鳥	井	隆	男
書	記	(事務局次長)	青	木	正	晴
書	記	(議事課長)	米	田	昌	司
書	記	(企画法務課長)	佐人	木	俊	之
書	記	(議事課課長補佐兼班長)	西	塔	裕	行
書	記	(議事課班長)	上	野		勉
書	記	(議事課主査)	藤	堂	恵	生

会議に出席した説明員の職氏名

知		事		鈴	木	英	敬
副	知	事		石	垣	英	_
副	知	事		植	田		隆
危機	管理統	括監		渡	邉	信一	郎

防災対策部長稲	İ	垣		司
戦略企画部長		内		望
総務部長 稲	İ	垣	清	文
健康福祉部長 北		岡	寛	之
環境生活部長	i	沖	芳	寿
地域連携部長水		谷	_	秀
農林水産部長橋	i	爪	彰	男
雇用経済部長		田	恵	子
県土整備部長 土		井	英	尚
健康福祉部医療対策局長	Þ	木	孝	治
健康福祉部子ども・家庭局長	•	城	昭	$\stackrel{-}{-}$
環境生活部廃棄物対策局長渡	:	辺	将	隆
地域連携部スポーツ推進局長		古		定
地域連携部南部地域活性化局長森		下	幹	也
雇用経済部観光・国際局長加	İ	藤	敦	央
企業庁長 小		林		潔
病院事業庁長 大		林		清
会計管理者兼出納局長中		Ш	弘	巳
教育委員会委員長 岩		崎	恭	典
教 育 長 山		口	千代	己
公安委員会委員		中	彩	子
警察本部長大		賀	眞	-
代表監査委員	I	井	信	行
監査委員事務局長		林	源太	郎

 人事委員会委員長
 楠 井 嘉 行

 人事委員会事務局長
 速 水 恒 夫

 選挙管理委員会委員
 髙 木 久 代

 労働委員会事務局長
 前 嶌 卓 弥

午前10時0分開議

開議

○議長(永田正巳) おはようございます。 ただいまから本日の会議を開きます。

質 問

- ○議長(永田正巳) 日程第1、県政に対する質問を行います。通告がありますので、順次、発言を許します。37番 前野和美議員。〔37番 前野和美議員登壇・拍手〕
- **O37番(前野和美)** 皆さん、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので早速質問に入りますが、津市選出の前野和美でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

今日は台風16号が非常に心配をされておりまして、恐らく今日は大雨かなと、大雨の嵐の中で、今日は榊原から傍聴の方がたくさん来ていただいていますので、知事と嵐の中で嵐の激論をせんならんのかなと、そんなふうに昨日は思っておりましたのですが、台風が熱帯低気圧になってくれましたので、すばらしいお天気になりました。余り興奮せずに和やかに質問したいと思いますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います、和みの和やかでございますので。

それでは、まず最初に、台風11号に関連した地域の課題ということで質問

させていただきたいと思います。

台風11号並びに秋雨前線により被害をこうむられました県民の皆様には、 心からお見舞いを申し上げます。

本年は、前線の活発な動きが近年にない大豪雨をもたらし、日本列島全体で毎日のように災害が報道されております。我が三重県でも、台風11号の影響により、8月8日から10日にかけて秋雨前線が停滞をし、気象庁から伊勢湾台風以来と言われる大雨特別警報が出されました。三重県民全てに避難行動をとるよう注意喚起されたのであります。

私の住んでおります津市でも、白山町地域の500ミリを超える雨量が示すように、各地の河川に大きな影響が出ました。

8月8日午後2時ごろから降り出した雨は、翌日の9日には大雨となり、午前8時50分ごろには津市内で1時間に40ミリを超える大雨量となり、白山町では1時間雨量66ミリを記録いたしました。9日未明には433.5ミリに達しまして、10日の降りやむころには518ミリと、近年にない大雨となりました。

笠取山でも393ミリを記録し、これにより、津市中心部を中心に避難指示が出され、8月9日には岩田川で、午後0時30分過ぎに避難勧告が発令され、午後5時にはより強制力の強い避難指示が発令されました。

安濃川は、午後1時ごろ避難勧告発令が出た後、午後3時半過ぎには、これも最高位である避難指示が発令されております。

雲出川は、午後2時40分ごろ避難勧告発令、午後3時過ぎには避難指示が 発令されました。

波瀬川は、午後3時過ぎ、避難勧告を発令されております。

美濃屋川が午後6時30分ごろ避難勧告、志登茂川が午後1時過ぎに避難準備情報発令、横川が午後2時前、避難準備情報発令、中ノ川が午後5時前、避難準備情報発令、田中川は午後5時前に避難準備情報発令、相川は午後5時30分ごろ避難準備情報発令、以上のように、市内の河川、特に3河川で最上位の避難指示が発令され、2河川で避難勧告が発令されております。5河

川で避難準備情報が発令され、津市は8653世帯、1万7804人の市民が避難準備や避難をする不安な状況となりました。9日未明に接近する台風11号の状況や進路が心配され、不安な一夜を迎えたのであります。

雲出川の避難勧告が発令された9日午後2時半ごろ、君ヶ野ダムの放流がサイレンとともに始まりました。午後3時過ぎには伊勢湾が満潮になる時期と重なり、避難勧告を受けた住民から私に電話が入りました。君ヶ野ダムの放流をとめてくれと、悲痛な叫びがありました。

満潮に近い午後3時過ぎには避難勧告から避難指示に切りかわり、より不安が増幅されました。 (パネルを示す) これが当時の雲出川、近鉄名古屋線のところです。もうほとんど堤防いっぱいに水が来ております。 (パネルを示す) これが普通時の写真ですから、今の画面とあわせますと、堤防を越えるところまで来ているような状況でありました。

知事からも発表のありました三重県の被害総額は80億円、津市の被害総額が30億円と津市長から発表され、河川や農地に大きな被害が出たと報告されております。

少し検証をしてみたいと思うんですが、避難指示が出された岩田川は護岸整備が進められておりまして、安濃川にあっては地元関係自治会の強い要望により、平成20年度から河川敷にある樹木や竹林の伐採、そして、砂利採取とあわせた河床掘削が計画的に行われ、支川の穴倉川とともに流量断面を確保するための河床掘削が行われております。

平成24年9月30日に襲来をしました台風17号によりまして穴倉川が堤防越水をしまして、今徳団地というところが床上浸水の大きな被害が出ました。 安濃川では堤防が決壊をしまして、浄土寺一帯が冠水するなど、大きな被害が出ております。言いかえれば、安濃川上流で水が分散されたために、下流域の市街地には大きな被害が出なかった、難を逃れたと言えるというふうに思います。

河床整備は下流からが鉄則でありますが、被害の大きかった穴倉川や安濃 川の河床掘削事業として、平成25年度に、穴倉川、1億3100万円、安濃川に 1億4800万円の県単災害復旧事業と、3300万円の県単河川局部改良事業が行われまして、社会資本整備総合交付金事業として、穴倉川に9800万円、安濃川に1億8000万円の事業費が計画され、平成25年度では穴倉川で3万1000立米の河床掘削が行われました。安濃川においては平成24年度、25年度に、砂利採取により1万4000立米、河川外に排出されました。社会資本整備総合交付金や県単河川局部改良事業や県単災害復旧事業等により、4万1200立米の河床掘削土砂が排出されました。

雲出川におきましては、国土交通省による雲出川と波瀬川の堆積土砂9万7000立米が排出され、そのうち8万8000立米が、津市が準備した土砂捨て場に運ばれました。この土砂捨て場は津市香良洲町にありまして、平均海抜5メートルの香良洲町に震災の津波や高潮の危険から身を守るために高台防災公園を建設するものでございまして、出来高の平面の面積は3.5~クタール、高さは10メートル。一日も早い完成を願っています。(パネルを示す)これが建設予定地であります。

このような努力が今回の大雨量でも効果を発揮したと私は思っています。 今回の台風11号における波瀬川での河道掘削、樹木伐採によって、水位の低 下効果、これは3.6キロメートルの間ですが、40センチ程度水位が低く、大 雨量にもかかわらず大きな効果が出たと言われています。工事を行っていな ければ、堤防から越水していた可能性があるとしています。

(パネルを示す)この写真を見ていただくとわかります。これは、波瀬川にかかる橋の上から私が写真を撮りました。上流側を撮っております。上流のほう、きれいに掘削をされて、土砂がなくなっております。これから下流を見てみますと、(パネルを示す)下流がこれですね。あの一番川の出口が雲出川でして、これは、国土交通省に現場で話をしたときに、なぜ、これ、全部取ってもらえないんですか、もっと全部取ればスムーズに雲出川に水が出ていくじゃないですかという話をしたら、雲出川と波瀬川の水が衝突する場所であるので、これ全部取ってしまうとまた違った被害が想定されるということで、ここで波瀬川の水を一旦緩めて、そして雲出川に排出をすると、

そんなために残してあるんだと、こんな話でございました。全部取ってもらったほうがいいのになという、そんな陳情もさせていただいたこともございます。

同じく鈴鹿川でも検証されておりまして、流下能力が不足をいたします箇所などにおいて、河床掘削、樹木伐採を行ったという11.2キロメートルの区間で最大60センチの水位低下が見られたということで、これも工事を行っていなければ、恐らく警戒水位を、今回の雨量ですと超過し、堤防が決壊するおそれがあったと検証されています。(パネルを示す)これが鈴鹿川の台風のときの水位です。道路から見ましても、水位がかなり低いところにあります。これが効果が見られたということでございまして、(パネルを示す)これは通常の鈴鹿川なんですね。水が流れているのが少ない量なんですが、台風になるとあれだけの水が来て場防を越す可能性があると。

そこでお伺いをいたしますが、平成26年度を含めて、穴倉川、それから安 濃川の整備を引き続き地元からも要望されておりまして、今後の両川の整備 計画についてお願いをしたいなというふうに思います。

それから、岩田川の整備がほぼ完了に近い状況になってきたようですが、 下流の市街地を守るために、安濃川の水を岩田川に逃がすという計画が進め られておるようでございまして、そのための三泗川が未整備の状況でござい ます。この三泗川の一日も早い整備が待たれるわけでありますが、その辺に ついての今後の事業計画をお願いしたいというふうに思います。

それから、3点目は、相川という県河川があるんですが、相川上流域では 大雨が降るたびに周辺道路が冠水し、住宅にも浸水被害をもたらしている。 この原因を取り除くための応急対策をお願いしたいと思います。

相川は、下流から今整備が進められておりますが、被災地域のところまで整備を進めるには、話を聞いていますと、100年以上かかるというような話もございますので、このままこれを放置しておくわけにいきませんので、応急的な対策でもお願いをしたいというふうに思いますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

それから、香良洲町の高台防災公園の予定地、ここには土砂が、大体、津市の話を聞いてみますと、年内で満杯になるとの予測がされておるようでございまして、震災、津波から高台を守るためということで、その盛られた土を公園にするわけですから、その土の保護をするためのコンクリート張りとか平板ブロックによる強化、この辺の措置をしなければならんということなんですが、土を掘らせてもらった国あるいは県、この辺についても多少の支援があってもいいのではないかなと、そんなふうに思っておりますので、考え方があればお聞かせをいただきたいと思います。

それから、もう1点、5点目ですが、これは、デルタ地域である津市香良 洲町にかかる3本の橋のうち香良洲橋の整備について、進捗状況と今後の見 通しについて伺いたいんですが、香良洲橋という昭和25年ぐらいにかけられ た橋でございまして、非常に老朽化をいたしております。この橋をかけかえ るための調査が行われたということでございますので、その後の進捗につい て、お聞かせをいただきたいと思います。

以上でございます。

〔土井英尚県土整備部長登壇〕

〇県土整備部長(土井英尚) 質問いただきました河川整備、5点ほど質問いただきまして、順次、答弁させていただきます。

まず、穴倉川につきましては、昭和46年の災害復旧助成事業などによりおおむね整備を終えておりますが、議員御指摘のように堆積土砂が多いところについては、堆積土砂撤去により対応しております。

安濃川につきましては、河口から県道津芸濃大山田線安東大橋までの4キロメートル区間はおおむね整備を終えておりますが、その上流部の河道が狭く堆積土砂が多いところについても、堆積土砂撤去により対応しております。岩田川につきましては、河口から三泗川合流点までの約5キロメートルの区間はおおむね整備を終えておりますが、現在は、平成16年度の浸水被害を踏まえまして、その対策として、三泗川合流点から上流の泉橋付近までの区

間において、29年度の完成を目途に整備を進めております。

三泗川につきましては、沿川の圃場整備事業にあわせて、既に用地の確保 を終えさせていただいております。現在行っている、先ほど説明しました岩 田川の整備を終えた後に着手していきたいと考えております。

穴倉川や安濃川の河川堆積土砂の撤去につきましては、本年8月の台風第11号による大雨の際に津市長からも、しゅんせつの効果があり、河川水位を保つことができたというお声をいただくなど、一定の効果があらわれていると考えております。

今後も、当該年度の実施箇所と今後2年間の実施候補箇所について、関係 市町と優先度について検討し情報共有を行う箇所選定の仕組み、これは全事 務所で、今、取り組んでおりますけれども、これを活用して津市と情報共有 を図りながら、優先度の高い箇所から計画的に行ってまいりたいと思ってお ります。

これらの河川の整備が残っている区間につきましては、鋭意整備を進める とともに、やはり抜本的な整備というのは非常に期間もかかるということで、 水位情報の提供などソフト対策も組み合わせて、地域の防災、減災に総合的 に取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、相川につきまして答弁させていただきます。

相川については、河口から津市久居北口町地先の県道津久居線橋梁付近までの約5.5キロメートルを整備区間として、河口から順次整備を進めております。今年度は、河口から700メートル付近の国道23号相川橋周辺の護岸工事を進め、河口から天神川合流部までの約1キロメートル区間の川幅の拡幅を終える予定でございます。

また、さらに上流の拡幅を進めるべく、市道塔世橋南郊線の新相川橋のかけかえに向けた橋梁詳細設計を進めているところでございます。この新相川橋は交通量も多く、水道管及びガス管などの占用物件も多く、かけかえに時間を要するため、関係者と十分な調整を行い、早期に完成するように取り組んでまいります。

相川橋上流も、御質問いただきましたように、ほぼ全区間を通して流下能

力が不足していることから、基本的に下流から順次川幅を拡幅しておりますが、新相川橋やJR相川橋梁などの横断構造物のかけかえが多数ございます。そのために、整備には相当の事業費と期間が必要となります。このため、今後も引き続き鋭意整備は進めさせていただきます。それとあわせまして、ソフト対策も組み合わせて、地域の防災、減災に総合的に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

それと、香良洲橋の高台公園につきましては、河川堆積土砂の実施には必要不可欠な残土処分地につきまして、地元の皆様と津市の協力をいただきまして処分地の確保ができたところであり、大変感謝をしております。この残土処分の搬入に当たりました津市、国、それと県との間で、どのようなことをやるかというような協定とか覚書を締結して実施しているところでございます。

その中で、土砂流出を防止するための必要最小限の安全対策、これは搬入 者で検討する必要があると考えておりますが、附帯的な施設整備まで実施す ることは非常に難しいと。特に河床掘削では予算も限られるということから、 地元の皆様方の協力をお願いしたいと考えている次第でございます。

続きまして、香良洲橋でございます。

香良洲橋のある香良洲地域は、雲出川、雲出古川、伊勢湾に囲まれた三角州であり、香良洲大橋、香良洲橋、津香良洲大橋、この三つの橋だけで、陸地というんですか、内陸とつながっているということでございます。

このうち、三つの橋のうち最も古い、昭和28年に架設されました香良洲橋につきましては、防災拠点である津市香良洲総合支所と国道23号を結ぶ緊急輸送道路に指定されているというものの、幅員が狭く老朽化が進んでいることから、平成25年度からかけかえ事業に着手しております。

今年度は、橋梁予備設計を完了させるとともに、詳細設計や地質調査、橋 梁取りつけ部の道路詳細設計を実施する予定であり、その後、取りつけ部の 道路の拡幅の用地測量、用地買収、こういうようなことで地元の御協力をい ただきながら、早期の整備完了に向け、鋭意事業を進めてまいりたいと考え ております。

答弁は以上でございます。

[37番 前野和美議員登壇]

O37番(前野和美) 御答弁ありがとうございました。

津市の河川掘削工事、今、るる御答弁をいただいたんですが、安濃川で5万5200立米、穴倉川で3万1000立米、雲出川と波瀬川で8万8000立米、これだけの堆積土砂が河川から排出されて、いわゆる河川の流下断面が確保されて、水の流れが非常に障害が少なくなった分、流速も速まりまして、大雨であったにもかかわらず、堤防の決壊や大きな越水もなく被害が最小限に抑えられたと。こういうことは津市長も大変喜んでおられたという話ですが、私も全くそんなふうに感じております。

河川の河床掘削は、道路建設や橋梁のかけかえのような、一目でその効果 や利用者から喜んでもらえるような派手さはありませんけれども、人の命や 財産の保全という防災面から捉えると、人目にはつかないけれども、地味な 事業ですが、しっかりと取り組んでもらわなければならない重要課題でもあ りますので、そのことも再認識いたしました。要望いただきました地域住民 の皆さん方もその効果を改めて認識して喜んでおられますので、そのことも つけ加えまして、今後も引き続き整備を取り組んでいただきますようにお願 いを申し上げたいというふうに思います。

特に、答弁をいただきました中で相川の話は、おっしゃったとおり下流から整備が進められておりますので大変喜んでおりますが、私が今申し上げた上流部、津市のちょうど消防本部があって、大きな病院のある周辺ですが、少し大雨が降ると地域の道路が冠水してしまって、そこに寄りつけないという状況になってしまいます。

県道の下をくぐっている相川の管を少し太くしていただけたら恐らくその 辺を解消できるのではないかというふうに、私は地元ですので現場を見なが らそんなふうに感じておりますので、ぜひ応急対策として設置を、これから ひとつよろしくお願い申し上げたいというふうに思います。 香良洲橋につきましても、震災、いつ来るかわからないという状況の中で、 より強靱な橋をかけるということも大事でありますので、地域住民の安心の ためにも、一日も早い整備をよろしくお願い申し上げたいと思います。

ほかの要望につきましては、それぞれ順次、手をつけていただいておりますので、心から感謝を申し上げまして、引き続き進めていただきますように要望申し上げて、この項を終わりたいと思います。

次に、農業問題について質問をさせていただきたいと思います。

政権が交代しまして、農林水産省は攻めの農林水産業推進本部を設置いた しました。総理官邸にも安倍総理を本部長に農林水産業・地域の活力創造本 部を立ち上げ、政府の見解を示しました。農産物の輸出促進や6次産業化等 を盛り込んだ農林水産業・地域の活力創造プランが決まったわけであります。

農業・農村所得倍増目標を目指し、10年間で農地の8割を担い手や集落営 農に集約化する目標を掲げ、産業として十分戦える構造を目指して集約化を 促進するために、農地中間管理機構の設立を打ち出し、関連法を成立させた ところであります。

いずれ自由化の波が訪れるであろう市場原理にのみ込まれていく第1次産業が確かなものにしていくためにも、非常にハードルも高く、農業者自らが押し寄せる農業改革にどう立ち向かうか、このことが、今後10年間、改革に向けた取組だというふうに思います。取組ができる地域か、できる農家か、できない地域か、できない農家か、これによって大きな差が出てくるように考えます。それは、北海道や東北地方の大農業と三重県の農業には大きな隔たりがあるということを御理解もいただきたいというふうに思います。

自然の中で自然を相手に大規模農業が展開できる地域と、つくられた自然の中でつくられた自然を守りながらの農業では、当然コストが違ってきます。 三重県農業はどちらかといいますと後者に分類され、農村の農業施設や農村 景観を守るために人手とお金がかかるということも御理解をいただきたいと 思います。日本学術会議が農業の多面的機能を評価しております。貨幣評価 が可能な機能について、金額に換算したものでございます。(パネルを示 す) これですね。これの合計金額は8兆2226億円、これは年間ということに なっていますので。

農業政策を語るときには農村のもたらす影響ということでよく使われる資料なんですが、この資料が示すように、農家を中心に農村地域住民が積極的にかかわっていかなければならないことは明白であります。

現状は、若者の流出による過疎化、それによる地域のコミュニティーの崩壊等、多面的機能を守る難しさがクローズアップされてきております。こうした多面的機能を維持できてこそ、安定した安心・安全な生活が維持できるのであります。それに気づかれた県民の皆さん方、みえ森と緑の県民税に御同意をいただきました。自分たちの三重県はみんなで守ろうよ、そんな思いで御理解をいただいたのかなと喜んでおります。

そこで、多面的機能の支払いの取組状況と課題についてお伺いをしていき たいと思います。

多面的機能支払制度は、農業、農村の有する多面的機能の維持、発揮、国 土の保全、水源の涵養、良好な景観形成等のための地域活動に対して支援を 行うもので、地域資源が適切に保全管理され、将来にわたって多面的機能が 十分に発揮され、確保されるために制定されました。

三重県では、これらの目的を達成するため地域の組織活動を立ち上げ、国、 市町とともに支援を打ち出しています。三重県のガイドラインでは、組織活動に対し、国、県、市町の公的資金を受けて活動するため、その活動内容や 成果、交付金の使途を対外的に説明する義務と責任を負いますよと、こんな ことを言うておりまして、このため、農地維持支払交付金及び資源向上支払 交付金の適正な執行を促すよう、三重県のガイドラインというのを示してお ります。

これは、私から言わせるとこれは全くお上的な発想で、承服をしかねる内容となっています。地域にはそれぞれ異なった自然を守るための課題があります。それに柔軟に対応するためには、制約や縛りを設けることは、国が目指した目的から遺脱するものと言わざるを得ません。

交付金の使い道については地域の自由な裁量に委ね、目的が達成できるように、指導、助言にとどめておくのがよいのではないかというふうに思うのであります。いかがでしょうか。これがまず1点目です。

2点目、農地中間管理機構の実績についてお伺いします。

平成25年度に農地中間管理機構を都道府県単位で設置して、耕作放棄地が増大する中、現在、全国で40万ヘクタールと言われていますが、一方では担い手への農地移譲が進まない現状を打破するために、農地中間管理機構に農地集積の一翼を担わせ、貸し手と借り手の思慮の及ばないところで機能的に有利になる農地集積を行い、担い手の規模拡大、担い手ごとの農地利用の集約化を図るために、農地中間管理機構がつくられることになりました。

三重県農林水産支援センターがこの機能を受け持つことになりましたが、 具体的な実務は機構から市町村への委託により、市町村を中心に動かすこと を基本とする方向に決まったようでありますけれども、県の農林水産部がこ れにどのようなかかわりをされているのか、お伺いをいたしたいと思います。

3点目が、農地集積がもたらす弊害ということで、農地の集積については、昭和1桁の農業者がリタイアをしかけた時期、農業からリタイアをした、そんな時期に、少しずつですが農地移動が始まりました。団塊世代がかわって農業参入すると農地移動も計画どおりに進まないのではと危惧する人もいます。それは、昭和1桁代に比べ、団塊世代の圧倒的な人口が言わしめているのかもしれません。

そんな中、農地中間管理機構への農地集積は、貸し手側の考え方が大きな 条件となってきます。農地は資産との思いが根強く残っている状況下、自分 が耕作するよりも有利に資産運用ができればという考えは必ず出てまいりま す。農地以外に使用できない農用地であっても、それは変わらないと思いま す。農用地以外の農地では、なおさら資産価値は高まってしまいます。

そこで、政府は農地集積を高めるために、貸し手に有利な施策を打ち出しました。経営転換協力金、地域集積協力金、耕作者集積協力金等がそうであります。これらの条件が整えば農地集積は容易に行えるという思いがそこに

あります。その効果は現実いかがなのでしょうか。それが実行、実現すると、貸し手は経営転換協力金として補助を受け取るわけですから、完全に農業から手を引くことになります。農地集積はうまくいったが、逆に多面的機能維持活動からも完全に手を引いてしまうということになってしまいますと非常に心配もいたしておりますので、この点についてお伺いをしたいと思います。以上です。

[橋爪彰男農林水産部長登壇]

〇農林水産部長(橋爪彰男) 農業政策について何点か質問いただきましたので、順次お答えしたいと思います。

まず、多面的機能支払の取組状況と、そのときに示しております県のガイドラインについてですが、まず、取組の状況から少し説明させていただきますと、近年、農業者の高齢化や農村の混住化が進んでいることから、農地や農業用水路などの保全管理、また、農村地域の共同活動を支援するということを目的に、平成19年度に農地・水・環境保全向上対策というのを始めたところです。

こうした中で、昨年12月に、先ほど御紹介いただきました農林水産業・地域の活力創造プランというのを国がつくりまして、農業の構造改革を後押しするためにも、今後さらに地域の共同活動を強化し、地域全体で担い手を支える体制を強化する必要があるということで、この対策を見直して、農業者のみでも取組ができる農地維持支払というのを新たに加えた多面的機能支払というのをつくったところです。

本県でも、この新しい制度をできるだけ早く現場のほうで浸透させていくということで、本年4月から市町の協力もいただきながら、地域別の説明会を開催してきました。これまでに延べ45回、約1900名の農家の皆さんに説明を行ってきたところです。

これによりまして、今現在の取組状況なんですが、農地・水・環境保全向上対策のときに、317の組織、面積にしますと約1万5100へクタールだったんですが、今回の新しい制度では、8月末時点では、組織数は約2倍になり

ます639の組織、面積は約2万5000~クタールの農地で実施したいという要望をいただいておりまして、その採択に向けた手続を進めているところです。

先ほどおっしゃっていただいたように、これを進めるに当たって、県はガイドラインをつくっております。これは、それぞれ多面的機能支払に取り組む地域の活動が将来にわたって継続されていくように、その使途などについてガイドラインをつくっておるところですけれども、ガイドラインの中でも示しておりますが、いろいろ人件費の扱いであったり、いろんなことを、一定の基準を定めているんですけれども、その中で特に言っておりますのは、地域にいろんな特有の実情もあるということで、市町のほうで独自の方針を定めた場合には市町の方針を尊重するという、そういう項も入れておりますので、御理解をいただければなというふうに思っております。

続いて、農地中間管理事業の取組の状況を説明したいと思いますが、本県の農地中間管理機構に指定しました三重県農林水産支援センター、ここが、市町及び農業委員会やJA等と協力しながら、本年5月から農地の出し手農家からの申し出の受け付けを始めているところです。

また、受け手となる担い手農業者の公募についても同じく5月から始めておりまして、これまで23の市町で実施された1回目の公募では、延べ369名の農業者から約4700~クタール余りの農地についての応募が出てきているところです。

今、水稲の収穫がおおむね終わりまして、農地の貸し借りが多くなる今後 10月ぐらいには、1回目の公募を見送った市もありますが、そこも含めまして、事業を推進する県内全ての市町で2回目の公募を実施する予定というふうに考えております。

今後は、この三重県農林水産支援センターが中心になりまして、市町と連携して、県内各地で農地集積に向けた出し手と受け手のマッチング、片方だけがよいということではまとまりませんので、マッチングなど、地域の話し合いを本格的に進めていきたいというふうに考えております。

さらに、この農地集積を進めることによって、一方で多面的機能支払が、

取組が後退するんじゃないかという懸念をおっしゃっていただきました。国のほう、もともとこれを決めるときに、農業を足腰の強い産業としていくための産業政策ということと、農業、農村の有する多面的機能の維持、発揮を図るための地域政策というのを両輪として農政改革を進めていくというふうに位置づけをしております。

具体的に、産業政策の中心にはこの農地中間管理事業ということで農地利用の集積等を加速するということを言っておりますが、あわせまして、農業用水路や農道などの保全管理を集落の住民と担い手が共同で行えるよう、地域政策に位置づけた多面的機能支払などにより支援するということになっております。

しかしながら、おっしゃっていただいたように、農地の出し手となる農家の中には、農地を手放して農業から離れることで、これまで共同で行ってきた農業用水路等の保全管理活動への参加意欲をなくすという人も出てくることが懸念されております。このため、県のほうでは各集落に対しまして、優良活用の取組事例、こういうものを紹介しながら、農地中間管理事業と多面的機能支払について丁寧に、また、一体的な説明を行うということとともに、担い手の確保や農業用水路等の保全管理などに関して、地域農業の将来を見据えた関係者の話し合いを促進しているというところでございます。

こうした取組を継続的に行うことによりまして、非農業者を含めた地域の 関係者の参画によって、営農活動はもとより、農業用水路などの保全管理活 動が持続的に展開されるような体制づくりに努めていきたいというふうに考 えております。

[37番 前野和美議員登壇]

O37番(前野和美) 御答弁ありがとうございます。

大体、当局のおっしゃることは十分理解をいたしておりまして、これから 自由化が始まる、そんな時代に日本の農業の行く末というのは誰もが心配を しているところでありまして、特に、農地中間管理機構がこれから事業を やっていただきます農地を集積するという大きな日本の農業の方向を全く変 えてしまう事業でございます。ぜひ、わかりやすく言えば、平場だけの農地を農地中間管理機構が全部集めてしまって、耕作のしにくい山間地だとか未整備のところは捨てておかれるという、そんな状況になってきますと、どれだけ、日本型直接支払制度と言われています多面的機能、これを発揮しても、管理が行き届かないということにもなってまいりますので、その辺の問題をしっかり考えながらこの事業は進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

続いて、時間が少しなくなってきましたので、今日は次にひとり親家庭についてということで予定をいたしておりましたが、今、後ろに傍聴にも来ていただいておりますので、先に榊原温泉の振興について、ひとつ先に質問したいと思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

少し榊原温泉の歴史等も踏まえながら質問をさせていただきますが、榊原温泉は清少納言ゆかりの湯、日本三名泉として伝えられていることは、三重県人なら誰でもよく知っていることであります。

榊原温泉の開湯時期は明らかになっていませんが、言い伝えによりますと、 射山、射る山と書くんですが、現在は貝石山と呼ばれております標高162 メートルの山でございまして、今から2000年ほど前の新生代第三期に海に当 たる地層が隆起をして形成されたために、貝の化石やカニの殻や魚の歯など が今でもたくさん出土しているために、貝石山と呼ばれるようになりました。

その麓から湯が湧き出していたと言われておりまして、射山、射る山、貝石山のことですが、射山そのものを御神体として、射山の8合目にほこらをつくり、大己貴命、これは大国主命の別名だそうです、と、少彦名命、これは大国主命の幼少のころの名前だそうでございまして、これを温泉大明神として祭りまして、現在の射山神社がある場所がちょうど拝殿御旅所になっておりまして、当時の旅人や湯を浴びた人はその拝殿御旅所から射山のほうを向いてお参りをしたと、そんなふうに伝えられております。

射山神社は927年に編さんされた延喜式神名帳にも記載のある神社で、少なくともそれ以前から鎮座していたと考えられておりまして、対岸に湧き出

ておりました長命水、これは現在、射山神社の手洗い場のところに当たりますが、ここに、継体天皇の御代として、第6皇女の荳角媛命、ちょうど501年から531年に伊勢神宮の斎王になられた方ですが、この方が斎王になる際に、物部伊勢小田連が霊水である長命水にサカキを一晩浸して献納したことから、それがいわれとなって榊原という地名の由来になっていると伝えられております。

当時、榊原温泉は、京の都と伊勢神宮を結ぶ街道沿いに近く、伊勢の入り口にあったことから、湯ごり、旅のあかを落とす湯ごりとして利用され、七栗の湯として次第に京の都にも聞こえ、平安時代には清少納言により、湯は七栗の湯、有馬の湯、玉造の湯が三名泉と伝えられたのでありまして、このころには湯治場としても利用されていたと言われております。

豊臣秀吉の時代、その家来であった榊原三左衛門が一帯を領土としておりまして、天正16年、1588年、射山神社を貝石山から現在のところに移しまして、現在の巨大な温泉街に相当する区域に湯治場を整備したと言われております。 (パネルを示す) この写真がそうです。

湯屋、湯を浴びるところは現在の神湯館の建っているあたりにありまして、 正面北側には貝石山、その南側に射山神社、中心のところに鎮座をし、東に は長屋風のはたごが連なっています。

その後、貝石山麓の源泉は枯渇をしてしまいましたが、現在の射山神社境内から新たな源泉が発見され、江戸時代になって民衆のお伊勢参りが盛んになると、参拝の疲れを癒やすためや湯ごりのために温泉客は飛躍的に増え、大いににぎわったと言われております。参拝前にはこの七栗の湯で斎戒沐浴するのがしきたりとなり、湯治場として大いににぎわいを見せたと伝えられています。

地元の人は榊原温泉のことを宮の湯と呼び、神聖な湯であると今でも自負を持っておられます。

湯治場は明治の中ごろまであったと言われております。しかし、古くなったために湯治客は遠のき、衰退をしかけていたその場所に、明治27年に村に

より保寿園が建てられ、にぎわいを取り戻したのですが、昭和時代の初期に はその保寿園も古くなりまして、温泉客も遠のき、学校の先生の下宿場にか わって使われていたようであります。

その後、射山神社の少し東で新しい温泉が湧き出しました。榊原新温泉と 名づけられ、お風呂をつくり、村外からの利用もたくさんあったと長老は振 り返っています。それが現在の湯元榊原館であります。

榊原村は、伊賀上野出身の事業家として有名な田中善助氏、上野町長も務められましたが、この方に温泉復興をお願いいたしまして、観光地とするには訪れた人たちにも思い出をたくさん持ち帰ってもらうということで、田中善助氏はアイデアを考えます。

昭和11年に、現在ある神湯館の場所に、その名も神湯館という立派な旅館を建てて、その北側、射山神社の裏に京都の金閣寺を形どった大浴場を建て、1階は浴場、2階は売店、3階は貝石山から採取された化石等の展示場になっていたようであります。(パネルを示す)その写真がこれですね。あれが金閣寺を模した建物、こちらが、手前にあるのが三十三間堂を模した建物ということになります。大浴場の金閣寺に対しまして、三十三間堂を形どった家族風呂をつくり、湯客をもてなしたそうでございます。

宿泊客がたくさん訪れるために、湯の瀬川に太鼓橋をかけまして、対岸に清安荘という旅館が建設され、榊原村挙げての復興祭がとり行われ、芸者さんが行き交う温泉観光地として発展し、関西方面を中心に観光客が訪れる名所となりました。それにあわせまして旅館が幾つか開業し、現在の旅館街を形成したのであります。

現在の神湯館は、古い歴史と苦難の歴史を経て、高度経済成長期の一番よい時期に地方共済組合の保養所として運営してこられました。組合員が優先的に利用する時期も長く続きましたので、周辺の旅館と比べて破格の安い値段で組合員に提供してきたのであります。それが、今になって組合員の利用が減ったから、採算がとれないからやめてしまおうというのでは、知恵のない無策ではと思うのであります。

この不況により、旅館の相次ぐ閉館に歯どめがかからず、苦境に立たされている榊原温泉が復興できるよう、神湯館の存続と観光振興に格別の御支援をいただきますようお願いを申し上げたいと思いますが、いかがでしょうか。

[鈴木英敬知事登壇]

○知事(鈴木英敬) 御質問いただきました神湯館の運営につきましては、これまで人員整理など、相当努力をしてまいりましたけれども、今後多額の改修費用が生じることなどもあり、先般の議会の常任委員会において担当部局から御説明させていただいた方針と基本的には変わりませんが、平成26年2月定例月会議での総務地域連携常任委員会委員長報告において、施設の売却は十分に検討されることを要望しますとの御意見などをいただいておりますので、共済組合として何ができて何ができないかなど、慎重に検討を進めていきたいと考えております。

なお、榊原温泉地域全体の観光としての重要性やPRをしっかり行ってい くことについては何ら変わりがないことを申し添えます。

[37番 前野和美議員登壇]

O37番(前野和美) 知事から答弁いただくとは思っておりませんでしたのですが、無理やりに答弁させようかなと思って実は考えておったんですが、直接知事から御答弁をいただきました。

職員の保養所としてこれまで長く地域のために頑張ってこられたんですが、 今、話がありましたように、非常に経営も厳しいと。これは、民間も同じよ うに厳しいんですね。民間も同じように厳しいんですが、それでも榊原温泉 の火をともすんだということで頑張って、地域を盛り上げて頑張っておられ ますので、県だけ逃げてしまうというのでは、私は観光施策についてもいか がかなというふうに思っております。

ひとつ知恵を出していただきまして、神湯館の運営については、例えば民間活力を導入して、しばらくの間、清少納言のゆかりの名泉であるということを前面に出してアイデアを募れば、ひょっとしたら、また利益の上がる立派な旅館に復活することも考えられますので、運営している会社はそれなり

の黒字を出しているというふうにも聞いていますので、もう少しやり方を変えれば十分いけるのかなと、そんなことも思っております。

どうぞ、廃止というのではなしに、存続という方向で御検討をいただきた いと思いますので、くれぐれもよろしくお願いを申し上げたいと思います。

観光・国際局長、ちょっとお尋ねをするんですが、神湯館は保養所になっていますので観光政策からは抜け落ちているということなんですが、榊原温泉の全体の観光を考えるとそんなことは言うておれんというふうに思うんですが、ひとつ考え方があればお聞きしたいと思います。

○雇用経済部観光・国際局長(加藤敦央) 神湯館自体は、今、私どもはキャンペーンをやっておりますけれども、その中でもおもてなし施設ということで一緒にやらせていただいておりますので、榊原温泉の地区のいろんな温泉の方々と一緒になって情報発信とか誘客に取り組んでいるということでございます。

[37番 前野和美議員登壇]

O37番(前野和美) ありがとうございます。

とにかく、神湯館イコール榊原、清少納言ということになりますので、この辺の名前を、火を消さないためにもぜひ神湯館の名前を存続できるような 方向でこれからも御検討をよろしくお願い申し上げたいと思います。

残りわずかになってまいりまして、最後の問題で福祉関係のお話をしようと思ったんですが、時間がありませんので一つだけ私の思いだけ告げて終わりたいと思うんですが、最近、シングルマザーの皆さん方が共同で一緒に生活ができるというシングルマザー用シェアハウスというのがいろいろテレビなんかでも取り上げられまして、非常に話題になっております。

それで、私はそれを調査に行ったんですけれども、なかなかいい前向きな話にはならなかったんですが、国土交通省のほうで、いわゆる古家をうまく活用しようということで施策が出ておりまして、ぜひこれを、(資料を示す)空き家改修、子育て世帯にという、昨日の新聞に載っておりましたけれども、民間活力をぜひ活用していただいて、シングルマザー専用のシェアハ

ウスの建設ができるような、そんな制度も考えていただきたいなというふう に思っています。

東京ではそういう国の制度を利用して、うまく東京都も乗っかってシングルマザー用のシェアハウスが誕生しているという実例もあるようですので、 そこはぜひよろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

もう少し時間がありますか。

- **〇議長(永田正巳)** ちょっと簡潔にお願いします。
- O37番(前野和美) それじゃ、そういうことで、次回の機会がありましたらこの問題についてはしっかりと議論をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げ、私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。よろしくお願いします。(拍手)
- **〇議長(永田正巳**) 2番 田中智也議員。

[2番 田中智也議員登壇·拍手]

〇2番(田中智也) 皆さん、こんにちは。議長のお許しをいただきましたので、新政みえ、四日市市選出、田中智也でございます、一般質問に立たせていただきます。

先ほど、前野議員の榊原温泉に対する熱い思い、聞かせていただいておりまして、実は、私も大学時代、七栗のほうに卒論で三、四カ月滞在しておりまして、毎晩七栗の湯につかっておりまして、当時、お肌がつるつるになったのを思い出しました。本当にいいお湯だというふうに思いますし、加藤観光・国際局長もおっしゃったように、私も一緒になってPRしていきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いします。

さて、私の質問に入ります。

こども心身発達医療センター (仮称) による地域支援についてということで、1点目、項目を起こさせていただきました。

実は、昨年の12月、一般質問させていただいたときに、特別支援教育の充 実についてという項目で質問をさせていただきまして、そのときにもお伺い したんですけれども、本県における特別な支援を要する子どもたち、発達障 がい、情緒障がい、そういう子どもたちの状況というのを、改めて教育長の ほうからお伺いしたいというふうに思います。お願いします。

[山口千代己教育長登壇]

〇教育長(山口千代己) 発達障がいのある特別な支援を必要とする子どもの 現状等について御答弁申し上げます。

平成24年に文部科学省より、通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果が公表されたところです。この調査は医師の診断によるものではありませんが、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくもので、学習面または行動面で著しい困難を示すとされる児童・生徒の割合は6.5%となっています。

本県の小・中学校では、言語障がい、学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)を対象とする通級指導教室において指導、支援を受ける児童・生徒数は、平成21年度の399人から、昨年、議員に御答弁申し上げました624人から、26年度は708人へと、21年度比にしますと約1.8倍に増加しているところです。

このような状況の中で、県教育委員会では、医療、福祉、保健と連携し、 児童・生徒の情報を引き継ぐツールであるパーソナルカルテの活用を促進し てまいりました。また、通常学級に在籍する、発達障がいをはじめとする特 別な支援を必要とする子どもたちに対しまして、就学前の早期から支援する ためのネットワークづくりや、特別支援学校のセンター的機能を活用して相 談、助言などを行っているところでございます。

県教育委員会といたしましては、今後とも関係機関と連携しながらこのような取組を進めるとともに、よりよい学びの場を提供してまいりたいと考えております。

答弁は以上でございます。

[2番 田中智也議員登壇]

- ○2番(田中智也) ありがとうございます。
 - 1.8倍に増えているという状況。私も学校現場、引き続き歩かせていただ

いているんですけれども、見させていただくと、教室の中を歩き回るとか落ちつきがないとか、やはり問題のある行動をしている児童・生徒が、体感ですけれども増えているような気がしますし、教職員の方にお話をお伺いしますと、そういう子どもさん、確かに増えていると。ただ、データをなかなかしっかりとれていないので、グレーゾーンというか、そのあたりがあるのでなかなか難しいというお話を聞いたことがあります。

ただ、保護者の方も、特別支援学級や特別支援学校へという判定が出されてもなかなか、様々な状況から、要因からだとは思うんですけれども、通わせたくないというか、普通学級でお願いしたいと切望される方も多いというふうなことも聞いておりまして、かかる普通学級の担任の先生方なり学校全体で支援をしていくという体制をとっているものの、マンパワーの不足がやっぱり否めないかなというふうには思っているところなんです。

マンパワーと言いましたけれども、やはり、専門的な知識や経験というか、そういう部分というのは非常に必要だなというふうに思いました。先般、通 級指導を受ける子どもさんの姿も少し、外からですけど見させていただく機 会があったんですけれども、教える側、つく先生側がこういうことを知って いないとだめなのかとか、そんなふうに改めて痛感したところなんですね。

そういうときに、学校現場の教職員の方への支援、専門的な支援とか相談とかという部分については、この項目に起こしましたこども心身発達医療センター、これが平成29年に三重病院の横にオープンするわけですけれども、ここはそういうセンター機能をしっかりと担うべきではないのかなというふうに思っているんです。

現在、三重県では、そういう子どもたちへの支援、療育も含めた支援についてはあすなろ学園が担っていただいております。津市高茶屋にありますあすなろ学園。以前は高茶屋病院の、大人も子どもも一緒になった精神科単科の県立病院から、児童・生徒、子どもさんたちの部分を取り出して独立をしたあすなろ学園であります。このあすなろ学園でやっていただいてきたノウハウを、草の実リハビリテーションセンターと統合し、かの地へ移転しても、

このあたりの機能を強化していくべきではないかなと、そんなふうに思っているところです。

私のほうから少しこども心身発達医療センターの概要についてお話をいたしますと、対象児としては、肢体不自由児、自閉症児、発達・情緒障がい児などという形です。予定病床数としては110床、3病棟ですね。小児整形外科病棟が、30床のものが1棟と、児童精神科の病棟40床のものが2棟ということで、合計110床という形になっています。予定外来利用者数は160人を予定されておられるようです。様々な機能、医療機能は当然のことながら、これまでと同様に福祉機能でありますとか、横に併設をされる県立緑ヶ丘特別支援学校、こちらで教育機能を持っていただくという形です。こちらの特別支援学校も110人という定数で教育をいただくという形であります。

計画図を見させていただくと非常にすばらしいものになっているということで、予算も約60億円ぐらいというふうにお伺いをしておりますけれども、いいものになっていくんだろうなというふうに思います。ただ、ハード面はおろおろ決まってまいりました。期待ができるものだなというふうに思いますし、これまで小児整形のお医者さんの不足が課題になっていた、草の実リハビリテーションセンターの課題については、横にある三重病院の連携が受けられる、県立の特別支援学校も横にある。そこの動線も考えていただいているという形で、ただ、ソフト面、私が先ほど冒頭で申し上げた学校であるとか地域への支援、今もあすなろ学園でやっていただいていますけど、このあたりを、せっかくセンターと名乗るんですから、中心に据えるとまでは言いませんけれども、もっと強化充実していくべきではないかなというふうに思うわけであります。

このあたりについては、今年度からこども・家庭局の中に発達支援体制推 進プロジェクトチームというのを発足いただいて、途切れのない支援システムを県全域に普及させていくことも含めてやっていただいておりますけれど も、新しいセンターに移行しての地域支援の部分、どのようにお考えなのか、 現時点での考え方を聞かせていただきたいと思います。 **〇健康福祉部子ども・家庭局長(西城昭二**) それでは、私から、あすなろ学 園で行っております発達障がいに対する地域支援につきましてお答えをいたします。

発達障がいのある子どもや、障がいと言えないまでも発達に課題のある子どもの健やかな成長を促すためには、障がいや発達の課題を早期に発見し、相談、療育等の支援ができる環境を整えることが必要です。県では、子どもが生まれ育つ身近な地域で発達の課題などに適切に対応できる支援体制が必要と考えまして、市町に働きかけるとともに専門的な観点から支援し、市町と連携した発達支援体制を構築していくこととしています。

現在、議員から御説明いただきましたように、小児心療センターあすなろ 学園では、発達障がいのある子どもらが早期に支援を受けられるよう、市町 において、保健、福祉、教育の機能が連携した総合支援窓口の設置を働きか けますとともに、窓口における専門的な人材の育成のために、市町職員や教 員の研修を受け入れまして、みえ発達障がい支援システムアドバイザーとし て認定を行っております。

また、発達障がいのある子どもらの早期支援ツールであります、チェック リスト・イン・ミエと個別の指導計画を開発いたしまして、保育所や幼稚園 への導入促進を図るため、職員による研修会や巡回指導を実施しています。

さらに、今年度は、幼児期からの途切れのない支援が就学後も継続できま すように、小学校低学年に導入を図るためのモデル事業を実施しています。

こうした取組を通じまして、身近な市町の相談窓口を中心とした支援の仕組みをつくり、不登校や暴力等の二次的な障がいの回避にもつなげていきたいと努めているところでございます。

こども心身発達医療センター、仮称でございますけれども、このセンターの整備に当たりましては、まず、市町におきましてこうした総合支援窓口を設置いただき、乳幼児健診での早期発見や窓口での相談、保育所などでの対応といった初期的な支援を実施いただき、新センターにおきましては、市町に対する専門的な技術支援や人材育成の支援を行うことで、県と市町が連携

した重層的な支援体制を構築してまいりたいと考えています。しかしながら、 市町によりましては専任職員の確保が容易ではないといった実情もあります ことから、新センター開院後におきましても、市町の体制づくりを引き続き 積極的に働きかけていく必要があると考えています。

草の実リハビリテーションセンターや児童相談センターのきこえの相談部門と統合を図る中で、専門医療をベースに地域の支援機能を高めるとともに、発達支援の中核として、隣接する三重病院や併設する県立特別支援学校とも連携いたしまして、発達障がいのある子どもらへの支援に係る三重県全体の総合力を向上させていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

[2番 田中智也議員登壇]

○2番(田中智也) ありがとうございます。

頑張っていきますということで期待は持てるんですが、先ほどおっしゃったように、市町の相談支援窓口か、そこがなかなか、やっぱりできにくい部分もあるというふうに子ども・家庭局長の答弁の中にありました。ですから、それまでの間というか、県として、来てもらって研修をするとかという受け身ではなく、現在、あすなろ学園では4名の体制で市町支援課というのが職員配置されているようですけれども、そこら辺をもう少し体制強化して、外に出ていく、アウトリーチできるような体制も、今後、オープンするまでの間に一度御検討いただけたらなというふうに思います。これはもう要望して終わらせていただきます。

それと、もう1点、教育長にこれ、またお話を、要望で終わりますけれども、学級編制の標準及び1学級当たりの平均人数ということで平成23年のデータがあるんですけど、特別支援学校小学部・中学部というのは標準6人ですよね。平均が3人になっている、実態としては。特別支援学級のほうが、8人が標準ですね。平均がこれも3人ということで、普通学級のほうは、国全体は40人という形になっていますよね、三重県は少人数でやってもらっていますけれども。

特別な支援を要する子どもに対しては、やはり教職員を厚く配置しなければならないから標準も抑えられてというか、手厚くなっているわけで、そうなってくると、さっき1.8倍という数字を聞いてまた強く思ったもので言うんですけれども、普通学級の中にそういう子どもたちが増えてきているであろうという状況を、もう少しつぶさに県教育委員会として把握していただいて、少人数教育の充実をより上の学年へということを再度調査研究いただきたいなと、そのように強く思いました。数はやはりどんどん増えていく、トレンドとして増えているということは、これは県教育行政としてしっかりと真摯に受けとめて対応していくべき課題だというふうに思いましたので、これも要望させていただきます。

これで、1項目め、終わらせていただきます。

続きまして、アルコール健康障害対策基本法の制定を受けてということで 2項目に入らせていただきます。

三重県議会でも昨年に、アルコール健康障害対策基本法の、当時はまだ仮称でございましたけれども、早期制定を求める意見書ということを採択いただいております。私も取組をさせていただいた1人として本当に関係各位に感謝を申し上げるところであります。そのアルコール健康障害対策基本法が昨年12月に、これも国会で成立をしまして、関係者が本当に喜んだ瞬間でございました。

この基本法なんですけれども、まず、第1条、目的のところに、少し長いんですけど読ませていただきますと、「酒類が国民の生活に豊かさと潤いを与えるものであるとともに、酒類に関する伝統と文化が国民の生活に深く浸透している一方で、不適切な飲酒はアルコール健康障害の原因となり、アルコール健康障害は、本人の健康の問題であるのみならず、その家族への深刻な影響や重大な社会問題を生じさせる危険性が高いことに鑑み、アルコール健康障害対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、アルコール健康障害対策の基本となる事項を定めること等により、アルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進して、アル

コール健康障害の発生、進行及び再発の防止を図り、あわせてアルコール健康障害を有する者等に対する支援の充実を図り、もって国民の健康を保護するとともに、安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。」というふうにあります。

私もアルコールはいただきます。北岡部長も笑いましたけど、嫌いではないです。だけど、確かにアルコールによって様々な社会問題が生じているということも、これも事実であります。2008年ごろのデータなので少し古いんですが、酒、アルコールによる社会的損失は年間、金額に直すと4兆1483億円というふうなデータもあります。

年間のアルコールに関する死、3万5000人あると言われています。その原因としては、もちろん飲み過ぎ、急な一気飲みとかによる急性アルコール中毒はもちろんのことですけれども、転倒して外傷ですとか、飲酒運転による死亡事故、それから、触法、要するに犯罪を犯してしまって孤独になって孤独死をする、鬱になって自殺をする、そういうことも含めて3万5000人の死があると言われています。

これらの課題を、今回の国のアルコール健康障害対策基本法は何とか食い とめる、そういう熱い思いがあるんだというふうに認識をしています。

お酒というのは日本の中で、酒は百薬の長とか言われて社会的には容認を されていますし、甘い部分があるのも事実だというふうに思うんです。しか しながら、そこで苦しまれている方も少なからずいるということに、今回、 国は動いたということであります。

ただ、アルコール依存症の方というのはかねてから、アルコール中毒、アル中と言われたりとか、酒飲みは意思が弱い、酒癖が悪いとかだらしないとか、人格の欠陥などという偏見に非常に苦しんでおられる。こういうこともあって、依存症は病気であるということを否認する、認めたがらないという傾向にあって、どんどんどんどん重症化して悲惨な最期を迎えるということもケースとして多いという状況にあります。

アルコール健康障害対策基本法は、そういう苦しんでおられる方々に救い

の手を差し伸べる一筋の光、法律だというふうに私は捉えています。この法律を受けて、三重県としては今後どのような取組をされるのかということをこの質問でお伺いをしたいんですけれども、国は今、基本計画を策定中です。推進会議を各省庁の職員から構成されて議論をしながら、関係者会議、アルコールの専門医でありますとか、例えば、ほかにもアルコール依存症に苦しんでおられる方やその御家族も構成員に含めて関係者会議を組成し、基本計画をつくっている最中という状況であります。そういう状況ですけれども、本県としては現在、アルコール健康障害対策基本法の周知も含めて、今度どういうふうな取組をされていくのかお伺いをしたいというふうに思います。

[北岡寛之健康福祉部長登壇]

○健康福祉部長(北岡寛之) アルコール健康障害対策基本法の制定を受けて 県はどのように取り組んでいくのかという御質問ですが、御紹介いただきま したように、昨年12月に成立しましたアルコール健康障害対策基本法は、本 年6月から施行されております。今回の法律の制定を受けまして県では、基 本法の趣旨や様々なアルコール関連問題について関心を高めるとともに、理 解を深めていただくため、本年11月に県民の皆さんや関係者を対象とした講 演会を開催することとしております。

また、この法律では、都道府県は国が策定するアルコール健康障害対策推進基本計画を基本として、それぞれの実情に即した都道府県アルコール健康障害対策推進計画を策定するよう努めなければならないとされているところです。国の計画は法律の施行後2年以内に策定することとされておりまして、現在、国では、御紹介いただきましたように策定作業に入ったところでございます。

今後、県としましては、国の計画策定を受け県計画を策定していきたいと 考えておりますが、策定に当たってはその内容について、医療計画や健康増 進計画等との整合に留意するとともに、関係機関や事業者等の意見も聞きな がら取り組んでまいりたいと考えています。

〔2番 田中智也議員登壇〕

○2番(田中智也) ありがとうございます。

11月に講演会ということで、ちらっと聞いたら県庁講堂か何かで計画があるというふうに聞いているんですけれども、もっとPRをしていただきたいなというふうに思います。

他県の取組なんですけれども、鳥取県ではもう既に6月の時点で緊急的に 補正予算で、アルコール健康障がい緊急対策事業ということで、啓発フォー ラムですとかリーフレットの作成とか新聞広報とか、そういう部分だけ、ま だそういう状況ですけれども、すぐに対応していただいておられます。本県 も、ぜひとも今後、様々な事業を打っていただきたいなと、そのように思っ ています。

それから、もう一度聞かせていただきたいんですけど、基本計画は県としてもつくっていきたいと、その他の健康増進計画との整合性も見ながらということなんですけれども、関係者会議というものをつくって、専門家の方や当事者の方などから御意見を伺いながら計画策定はしていくべきというふうに私は考えるんですが、そのあたりについてはお考えはいかがでしょうか。

O健康福祉部長(北岡寛之) 現在のところ、具体的にどういったメンバーか というところまでは検討されておりませんけれども、国の現在検討されてい る計画策定においても幅広い方からいろいろな御意見を聞いていただいてい るようですので、そういったことも参考にしながら検討していきたいと考え ています。

〔2番 田中智也議員登壇〕

○2番(田中智也) 参考にしていただいて。私、断酒会の皆さんの主催する シンポジウムに参加させていただいたことがあります。体験発表を聞かせて いただくと胸に込み上げるものがあるぐらい、本当に苦しんでおられたんだ な、今も苦しんでおられるんだなってすごく思うんですよ。気楽にお酒をい ただくとき、私は飲んでいますけれども、気晴らしももちろんありますけれ ども、こんなにアルコールで苦しんでいるのかということが、自分は見てこ なかった世界だったので、勉強不足だというふうに痛感しておりますけれど も、一度、北岡部長も体験発表を聞いていただくとかしていただけるとありがたいなと、そんなふうに思います。私ももっと行かなきゃいけないなと思っているので、またお誘いしますのでぜひ御一緒に、よろしくお願いします。当事者の方、その御家族の方も本当に苦しんでおられるんですよ。その思いを、その方々を何とかして苦しみのふちから救い出したい、県としてできることはないのかと、そんなふうに強く思っています。今後もこの課題については注視していきたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

では、続きまして、3点目、県内における公衆衛生分野の医師確保についてという項目で質問をさせていただきます。

この発言通告をしたときに、新聞記者がどういう質問ですかと聞きに来られるんですけど、我々のところに。ところで公衆衛生って何ですかと質問されました。公衆衛生って、私はどちらかというとそっちの筋にいましたので何てことなくすっと入ってきたんですけど、公衆衛生という言葉自体がこんなにも知られていないんだなというふうに思いました。

そこで、テレビの前の皆さんにも御紹介をしておきたいなと思うので言いますと、WHO、世界保健機関の定義、公衆衛生というものの定義。組織された地域社会の努力を通して、疾病を予防し、生命を延長し、身体的・精神的機能の増進を図る科学、そして、その技術であると世界保健機関は定義づけています。

要するに、今、医療費が高騰しています。社会保障費の増嵩が問題になっていますけれども、病院で働いていた身からすると、もっと軽傷のときにこの患者さんは来ていただいたらここまでの手術をしなくていいのに、そんなふうに感じました。

例えば胃がん、進行胃がんで、開腹で手術をされます。大変、患者さんにも苦労、苦痛が伴います。早期に発見していれば、腹腔鏡下、今、おなかに穴をあけて、それですることができます。もっと早期であれば内視鏡下で、胃カメラで、EMRというんですけれども、粘膜切除術、それで済みます。

おなかをあけるのと内視鏡で済むのと、聞いただけでも違いがありますよね。 どうしても開腹の手術というのは、胃だけではなくて後の臓器の癒着も引き 起こしやすくなります。リスクがあります。そのリスクと隣り合わせに患者 さんは今後の生活をしていかなければならない。

それは心筋梗塞も同じことです。生活習慣をもう少し改善していれば心筋 梗塞まで行かなかったのに、狭心症の時点で生活習慣を変えて、詰まるまで 行っていなければ、そういうふうによく思ったものです。後のQOL、生活 が全然変わるわけですよ。加えて、かかる医療費も違うわけです。

この取組、健康で保つ、今、健康寿命の延伸ということが叫ばれています。 先ほどのWHOの定義でも、公衆衛生というのは、疾病を予防し、生命を延 長しという定義をしています。公衆衛生分野の医師を確保し、そこの分野の リーダーたる医師を確保し、そこに働く保健師であるとか様々な方がどんど んスキルアップをしていく、全体として、地域社会の努力を通して健康に 保っていく、ヘルスプロモーションしていく、これが大事だというふうに 思っています。

ところが、今、公衆衛生を担当する行政の医師というのはかなり不足しています。臨床医師も本県、不足していて、これは過去からの様々な取組のおかげでだんだん増えてきているというふうに思いますし、今後のトレンドとしてはもっと増えていくということは見込みとして、この間聞かせていただいたところでございます。

ところが、でも、その陰に隠れて、公衆衛生、行政医師の不足の問題というのは大きく取り上げられていないというふうに思っていますし、全国に保健所は490あると言われています。約1割、49の保健所で所長が不在という状況です。このあたり、三重県ではどういう状況なのかについて、まずはお聞かせいただきたいというふうに思います。

[北岡寛之健康福祉部長登壇]

○健康福祉部長(北岡寛之) 公衆衛生医師の不足に関して、三重県の状況でございます。御紹介いただきましたように、臨床医師も不足しておりますけ

れども、公衆衛生医師についても、全国的にも非常に確保が困難な状況に なっております。

本県におきましても8保健所に在籍する医師は7名にとどまっておりまして、伊賀保健所と熊野保健所において所長が兼務している状況です。また、こころの健康センターにおいては、精神科医が行うべき専門的な相談等についてはこれまでと同様、嘱託医と県立こころの医療センター医師により対応しておりますが、所長については保健所長が兼務しているという状況でございます。

[2番 田中智也議員登壇]

〇2番(田中智也) ありがとうございます。

ありがとうございますとお礼を言えない状況ですけれども、やはり兼務を している状況というのは一刻も早く改善をしていただきたいと、そのように 思います。

群馬県では、公衆衛生医師育成プロジェクトと題して、群馬県と群馬大学の医学部の公衆衛生学教室が連携して様々な取組をしていただいています。6月に行われた取組を、私も、現地、もちろん行っていませんし聞いていませんから、ホームページで見たものだけですけれども御紹介しますと、医者には三つの道がありますというふうにその中ではうたっていて、医療機関で働く臨床医師、二つ目は大学等で研究を行う研究医師、それから、行政機関等で働く公衆衛生医師というふうに、やはりそのPRをしっかりしていただいています。県としてはやはりこういう取組をしていくべきだろうなというふうに思いますし、厚生労働省、国全体としても公衆衛生医師の不足の状態については憂慮していて、様々な事業が展開されておられるようですけれども、群馬県からも、それこそ先ほど出しましたWHOへ保健所のお医者さんを派遣して勉強してもらったりとか、保健所で働くことにやる気というかやりがいを持てるような状況をつくっていただいているというふうに思います。医師確保もそうですけれども、確保したお医者さんがその保健所で、この公衆衛生で三重県の公衆衛生を守っていくんだという定着をする医師を高めて

もらうような取組をぜひ本県としてもやっていただきたいなというふうに思います。

そこでお伺いしたいんですが、確保とか定着については、今、三重県として、保健所の行政医師、公衆衛生医師についてはどういうふうな取組をしておられるか、お答えください。

〇健康福祉部長(北岡寛之) 本県におきます公衆衛生医師確保の取組でございますが、公衆衛生医師を確保するためには、医学生や研修医を含む医師に対して公衆衛生行政の重要性を伝えていく必要があると考えております。

このため、三重大学をはじめ近府県の大学に対して公衆衛生医師確保の協力依頼を行うとともに、県の公衆衛生医師の活動内容も紹介しましたリーフレットの医学生への配布をお願いしているところです。このほか、医師が購読する全国雑誌への三重県職員としての公衆衛生医師を募集する記事の掲載などの取組も行っております。

[2番 田中智也議員登壇]

○2番(田中智也) お伺いしていると、それだけではな、なんて思うのは私だけではないと思うんです。臨床医師の不足も確かに深刻で、臨床のお医者さんを待っている患者さんがたくさんいるということからするとそちらも重要な課題でありますけれども、やはり県行政としてそういう公衆衛生分野の医師をしっかり確保していくということに、もう少し知恵を絞り汗をかいていただきたいなと、そんなふうに思うところです。

とりわけ精神科のお医者さんについてはかなり不足で、こころの健康センターについて専門のお医者さんが不在であるということは、まさに憂慮すべき事態であるというふうに思います。近くにある、同じ県の機関である県立こころの医療センター、あちらの精神科のお医者さんに来てくれというのは難しいとは思うんですが、そちらへ来ていただいている先生方の出身の大学等へ、こころの医療センターの先生をつてにアプローチするとか、そういう方法で、ぜひ積極的に取組をしていただきたいなと、このことを強く要望させていただきたいというふうに思います。

若いお医者さん、医者になろうとする若い人たちが公衆衛生分野の仕事のやりがい、この地域の保健を、地域保健という考え方があると思うんですけれども、地域保健とはどういうものかということを、やっぱり県として明確に持ち、その明確に持ったものを若い先生方に、医学生に示すことがやはり、やる気ややりがいを感じてもらえるんじゃないかなと、そんなふうに思うのでよろしくお願い申し上げます。

では、続きまして、燃料電池自動車の普及に向けてという4点目の項目に 移らせていただきます。

これは、22日月曜日、我が会派の、議席番号も隣である下野幸助議員が質問をされた部分ですので、完全に重複をする、かぶるところではあるんですけれども、私も少なからず思いがあるので項目に入れさせていただきました。まず、燃料電池とはとか、燃料電池自動車とはというところを、本当はここで実験キットか何か持ってきて皆さんに見ていただきたいなと実は思ったんです。というのも、私の父親も、燃料電池、水素が燃料だというのはわかるんですけど、あれを燃やして、その爆発のエネルギーを回転運動に変えるんだろうぐらいに思っているわけですよね。水素を燃やすと思われている方も多いんじゃないかなと思うんです。燃料電池というのはそうではありませんよね。水を電気分解すると水素と酸素に分かれますよね。小学校の理科でやったと思うんですけれども、この逆ですよね。水素と酸素がくっつくときに発生するマイナスイオン、電気イオンを取り出すんですよ。しーんとなってしまいました。だから一遍実験したいなと思ったんですけど。

ただ、水素は爆発する、気球が爆発した事故をいろんな歴史の教科書とかで見て、水素って危ないんだなと多分思われていると思う。確かに爆発はしやすいでしょうけれども、今の技術はかなり進化、発達していまして、それほど危険ではありませんし、動力として、自動車に応用するエンジンとしてもガソリン車に引けをとりませんし、もちろんハイブリッド車のような出力もある。動画で見ましたけれども、出足は、もちろんモーターですから鋭い、高速へ合流するのもストレスなく合流できる、それぐらいの状況になってい

る。ただ、価格が問題、水素ステーションの普及が問題、これも下野幸助議 員が紹介いただいたんですけれども、数億円単位で水素ステーションはかか ると。

雇用経済部長の御答弁では、移動式のものを今ということで御答弁いただいたんですけれども、今の状況ではそうなのかもしれません。だけど、ぜひとも考えていただきたいなというふうには思うんです。県としてつくるというのは無理でも、何とかつくってほしいなと思うのは、昨年度ですけど、北九州で実証事業がありました。本県にも立地をするホンダのFCXクラリティという燃料電池自動車、これから住宅への給電によって、非常時の外部給電機能とか、電力需給の逼迫時のピークカットの効果を検証するという、そういう実証事業がされているんですよ。

いろいろ調べてみますと、例えばコンビニエンスストア、非常時1日に必要な電力は、この燃料電池自動車2台でいけるんですよ。水素を満タンにした燃料電池自動車、普通車ですよ、2台でコンビニの1日の電力を賄えるんですよ。驚くことに病院だと、緊急医療が行える設備のみということなんですけれども、たった8台の燃料電池自動車で病院の緊急医療機能が賄える電力ができるんですよ。災害時避難所、学校ですと、これは照明とか給湯200人分という試算ですけれども、燃料電池自動車1台も要りません、0.83台という試算です。

そんなことからすると、インバーターボックスという、直流を交流に変える、そういうボックスは別途要りますけれども、水素ステーションをもし本県で設置するとすれば、ここ津市、県庁の近くにあって、県の公用車として1台、燃料電池自動車購入ということも一つの手ではないかな、そんなふうに思うんです。知事は、うーん、金がないのにという顔をしているけど、ただ、今後、低炭素社会、ちょっと大きな話になりますが、それを目指すということは、これは世界共通の課題であります。

本県も、燃料電池研究センターのほうで改質器、水素というのはありがたいことに、空気中にもたくさんありますけれども、アルコールや油からも、

いろんなものからとれるんですね、とるときに、改質というんですけど、水素を取り出すための改質器を、今、これ、燃料電池研究センター、三重県のセンターでやってもらっているわけですよ、細々とした予算ですけどね。でも、ここはマニアックですけど、これってすごく大事で、そこの触媒にはセラミック、萬古焼の技術も応用できたりするし、そういう絡みで、三重県として低炭素社会構築に向けた積極的な姿勢を見せていくのにも、このことというのは非常に重要じゃないかな、よそがやってから二番煎じ、三番煎じというよりは、三重県として明確にこのタイミングで打ち出していくということが必要なのではないかなというふうに思うんですが、当局の御答弁をお願いしたいというふうに思います。

[廣田恵子雇用経済部長登壇]

○雇用経済部長(廣田恵子) 燃料電池自動車の普及に向けての御質問をいた だきました。

燃料電池自動車に必要な水素インフラの整備につきましては、移動式水素 ステーションについて、現在も市町と連携しながら、トレーラーを駐車する 場所であるとか水素の充塡ということが必要ですので、情報を収集している ところでございます。

それから、今後、外部の有識者等と検討の場を設けまして、自動車メーカーとか、それから移動式水素ステーションの運用を希望している民間の企業とかの意見を聞かなければいけませんので、それを聞きながら、どのような場所に、先ほど県庁にというお話もございましたが、場所については選定をしていきたいというふうに考えております。

それから、燃料電池研究センターのお話をいただきました。ここでは、石油化学コンビナートの豊富な副生水素の存在、それから、水素に関連する技術者の集積、電気・電子関連産業や自動車関連産業の集積などのポテンシャルに着目しまして、工業研究所を中心に燃料電池に関する取組は進めております。

現在、工業研究所内の燃料電池研究センターでは、持ち運びができる電源

として利用可能な燃料電池の開発を支援するため、大学や中小企業と共同で、 取り扱いが容易なエタノールを燃料として水素を発生する小型の改質器を試 作し、そこから発生するガスの成分分析を行うとともに、燃料電池と改質器 のマッチング試験を実施しております。また、燃料電池関連技術の研究会を 開催し、燃料電池に関連する新たなビジネスへの参入を検討している中小企 業等へ、最新の市場や技術についての情報提供を行っています。

燃料電池に関連するビジネスに参入するためには、エネルギーをめぐる社会情勢の変化や水素の活用に関する技術の進歩に対応するとともに、市場におけるニーズの把握が重要であることから、研究会において、燃料電池の新たな用途やそれに関するビジネスモデルについて、参画企業との意見交換を行いながら、燃料電池の研究開発をどのように進めていくべきか検討していきたいと考えております。

現在は、今、このような段階にあると考えておりますので、見た目には地 味かもわかりませんが、この点では頑張っていきたいと考えております。

〔2番 田中智也議員登壇〕

○2番(田中智也) ありがとうございます。

見た目には地味かもわからんけど地道には進めていると、それは非常に、私も実は、ちょっと偉そうですが評価はしているんです。だから、そこをもっとぐっと進めていって、地味じゃなくもっと打ち出していってもいいと思うんですよね。そこは県として。三重県、こんなことをやっていますよ。福岡県、知事も御存じかもわからないですけど、水素、九州大学と連携しながらすごく派手にやっているんですよ。ビッグサイトへ様々なものづくりとかいろんなものが集まる所に行ってきたら、福岡県は水素パビリオンみたいな感じで何か大々的にやっていました。すごいな福岡県というふうに思ったんですが、あそこまで行かなくても、三重県もやはりそういう環境面のことも考えて取り組んでいますよということをもっと打ち出してもいいのかな。ただし、県だけでは難しいので、やはり産学官連携をこの分野においてももう少し県として仕掛けていく、仕掛けについてはもっと積極的にやっていた

だいて、三重県、燃料電池と、なかなか行かなくても、改質器といえば三重 県の研究がとか、そういうふうな感じで売りを一つつくっていくといいので はないかなというふうに思います。

それから、水素ステーションの話は、別に県庁にという話ではないんですが、例えば広域防災拠点の近くにとか、そういうところで水素を供給しながら、ヘリコプターが来るので危ないですよとかいろいろあるかもわからない、規制の問題もあるかもわからないけど、先ほど言ったように非常用電源として、給電装置というか、給電できるものとしての視点での検討ということもやはり、それは考えていただいたら、雇用経済部だけではなくて防災対策部とか全庁で考えていただいてもいいのではないかなというふうに思ったので、お願いしたいというふうに思います。

北九州で、実証実験でホンダのクラリティがやられているということで、 私も知ったんですけど、電気自動車の5倍の供給能力を持つんだそうです、 燃料電池というのは。だから、そこら辺は少し研究を深めていただきたいな というふうに思いますので、よろしくお願い申し上げます。

ということで、この項目は終わりにさせていただきます。

続きまして、最後ですけれども、公契約条例についてということで質問を させていただきます。

この公契約条例、三重県議会の会議録検索システムを使って見ていくと、 平成23年に条例制定を求める質問が出されています。平成23、24、25、26年、 今年も我が会派の中村進一議員のほうから代表質問で質問していただいて、 これは知事から、最終的には「国や他県の動向などを注視して研究してまい りたいと考えております。」という御答弁をいただいておるところでありま す。

この知事答弁の中でも触れていただいていますけれども、「地域雇用の維持拡大、ひいては賃金の維持向上につなげていくことも大切である」という ふうに認識もいただいていますし、ダンピングの防止という観点で総合評価 方式を入れましたということなんですけれども、ただ、雇用の維持拡大とか 働いている方の賃金の維持や向上になっているかというと、やはり総合評価 方式では届いていないのではないかなというふうに感じています。

総合評価方式が悪いというわけではないんですが、これをちょっと見ていただきたいと思うんです。 (パネルを示す) 1987年から2012年にかけての建設業の就業者数の推移が赤です。緑のラインが建設投資額ですね。公共予算という形です。震災以前、横ばいになって、2011年から12年にかけてはぐっと上がったということですし、これはもう震災復興ということとかアベノミクスということであるというふうに思うんですけれども、そこの短期間だけ捉えてみて言いにくい部分はあるんですけれども、就業者数がどんどん減っているんですね。ピーク時、1997年から見ると12年で73%と約3割減っているという状況ですし、この状況をどう捉えるかということなんですが。

次のパネルなんですけれども、(パネルを示す)職種別の就業者数減少の 内訳です。青い部分、モニターじゃ青紫のように映っていますけれども、こ の部分がかなり減ってしまっているということなんですね。何かというと、 技能工、建設作業者ということであります。その他の部門というのはなかな か減らせないけど、下の技能工、建設作業者の部分も減らせられないと思う んですけれどもこんなに減っちゃっているんですね。これがなぜなのかとい うふうに考えますと、技能工、建設作業者の方々の賃金が安くて生活がして いけない、そういうことに起因しているのではないかなと私は思うわけであ ります。

日ごろつき合いのある大工の棟梁というか親方と話をしていました。息子は中学生ぐらいのころは大工になると、それぐらいまでは大工になると言っていたけれども、とてもじゃないけどこの状況の中では継がせられないと。その親方、おやじさん自らがやめておけといって普通高校に進学をさせて、勉強せえ勉強せえでしっかり勉強させたんやって、大学に行かしたんやってすごく言ってみえました。大学に合格して間もないころでしたので、非常に親御さんとしてはうれしかったんでしょうね、喜ばしいというか、楽しそうにうれしそうにお話はしていましたけれども、その話を聞いていて、でも、

ちょっと待てよと、その方は非常に腕の確かな棟梁というか大工ということ で私もお伺いしていたので、でも、この人の技術が継承されないんだ、こう いう形で継承されないんだということをかいま見る機会でありました。

日本の技術力って、ものづくり、製造業ということが言われていますけれども、日本の建築業、建設業の技術力というものも、私はすごいものがあるというふうに思いますし、その就業者数、どの職種においてもやっぱり軒並み減っていますし、型枠大工と言われるのは全国でもかなり不足して逼迫しているようですね。このあたりを、人材確保の観点、それから、技術継承の観点、このことからいっても、もともと公契約を結ぶときに、県としては設計労務単価に基づいて労働者に払う賃金は盛り込んでいるわけですから、そことニアリーな賃金が支払われるべきだと思いますし、それが下まで行くと最低賃金に近いような、またはそれを下回るような状況で支払われているという実態もあるというふうに伺っています。このことに歯どめをかけていくためにも公契約条例が必要ではないかというふうに考えていますが、当局の答弁をお願いいたします。

[鈴木英敬知事登壇]

〇知事(鈴木英敬) 公契約条例について御質問いただきました。

若者をはじめ、地域経済を支える労働者の雇用の維持拡大、賃金の維持向 上を図っていくことは重要なことであると認識しております。

公共調達において本県では、適正な価格による契約を進めることが賃金水準の確保になると考え、価格だけでなく技術力などを評価する総合評価方式を導入しています。総合評価方式においては同時に低入札価格調査を適用しており、本制度の運用によって不当なダンピングを防止し、品質や賃金水準の確保につながっていると考えております。

こうした中、他県の状況として長野県、奈良県で条例が制定されましたが、 長野県はこの4月から施行、奈良県は来年度4月からの施行という状況でご ざいまして、また、四日市市においても条例制定に向けて条例案が市議会に 提出されたことは承知しております。 現在、こうした事例について条例の内容などの調査を行っておりますが、これらの条例に基づく具体的な取組方針や規則などがいまだ整備されていない状況にあります。今後も、他県における具体的な取組方針等や条例制定による効果、例えば労働条件、先ほどの議員の御質問に関係あるような部分でいくと、労働条件のところなどは、例えば長野県は配慮するという理念の条項になっていたり、奈良県は法令遵守というふうに書いてあるというような状況でもありますので、こういう条例制定による効果、課題の検証の結果を見る必要があると考えておりますので、引き続き国及び他県の動向などを注視し、研究してまいりたいと考えております。

[2番 田中智也議員登壇]

○2番(田中智也) という御答弁なので前に進んでいないのですが、公共工事だけではなくて、県が民間企業と結ぶ契約、様々な契約の中で、働く方々の賃金を一定保障してあげないとというか、一定ないと、僕は駄目だというふうに思いますし、ひいてはそれが公共サービスの質の低下につながっていくというふうに危惧しています。ですから、県土整備部で契約を結ぶものだけではなくて、例えば指定管理。病院事業庁で今、志摩病院を指定管理に出しています。あそこで働く人々がどうなのか。それから、総合文化センター、あそこも指定管理に出していますよね。指定管理に出していて、あそこは文化振興事業団で、人件費はわかるかもしれない、決算上。だけど、そこはあくまでも財団の直営の職員であって、社員であって、そこが派遣を依頼していて、派遣されてきている職員はどうなのかというのはつかめない。まさに、官製ワーキングプアという言葉がありますけれども、それをつくり出すべきではないというふうに思います。

とりわけ女性の貧困も言われています。様々な分野で働く女性の活躍をという割には、ワーキングプア、年収200万を切る方が40%を超えると言われていますけれども、その状況に三重県行政として歯どめをかけていくためにも、私は、公契約条例がベストとは言えないかもわからない、それは、いろいろ調査研究しなきゃいけないから。だけど、県土整備部だけでとかではない

くて、全庁的に様々な民間の委託だとか契約をする部局が、それぞれの契約をした先の県民の方がどうであるのか、公共サービスがどうであるのかということを見据えた上で、みんなで話を持ち寄って、課題を持ち寄って調査研究を進めていくべきというふうに思いますが、いかがですか。

○知事(鈴木英敬) 今、大変強い問題意識で御質問をいただきました。官製 ワーキングプアをつくるべきではないということで、その研究、県土整備部、 雇用経済部、出納局、それぞれ関係部局がありますけれども、今、強い問題 意識でおっしゃっていただきました今後の研究体制のあり方についてはしっ かり検討したいと思います。

[2番 田中智也議員登壇]

○2番(田中智也) 本県経済を循環していくためにも必要なことであり、建設労働者だけ、ここの労働者だけではなくてみんなのための公契約条例だというふうに私は考えていますので、引き続きの調査研究をよろしく、しっかりお願い申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

休憩

○議長(永田正巳) 暫時休憩いたします。

午後0時3分休憩

午後1時0分開議

開議

〇副議長(奥野英介) 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問

○副議長(奥野英介) 県政に対する質問を継続いたします。47番 山本 勝議員。

[47番 山本 勝議員登壇・拍手]

〇47番(山本 勝) 自民みらい、桑名市・桑名郡選出の山本勝でございます。 1年半ぶりの質問でございますけれども、どうぞよろしくお願いいたしたい と思います。

先日、知事、9月22日の月曜日の朝、7時20分ごろでございますけれども、名古屋テレビを見ておりましたら知事が出ておいでになって、特殊詐欺、いわゆる振り込め詐欺ですか、この防止の啓発用のDVDが放映されておりまして、東海3県にまでああいうDVDが出て放映されるということでは大変私もうれしく思ったわけでございます。後で県警によくお聞きをいたしますと、なかなか特殊詐欺の被害が減少せずに、最近は地元の著名人を活用して啓発運動をやってみえると、こういうことでございまして、人気度の高い知事の活用に、画面を見ておりまして、大変心強く、ある面では的を射た企画だなと思いながら、三重県のお父さんと、こういうような感じがしてなかなかよかったんじゃないかと思います。これから後は被害が減るようになっていただくといいのかなと思っていますけど、どうぞひとつ、これからも頑張りいただきたいと思います。

それでは、発言通告に従いまして質問させていただきます。今日は、人口 減少社会のテーマと、それから、あと、海抜ゼロメートル地帯の諸課題につ いて質問させていただきます。

まず、人口減少社会のおおまかな現状の様子を少し述べさせていただきますと、安倍晋三首相と石破地域創生担当相は今月5日に、人口減少問題や地域活性化に取り組むまち・ひと・しごと創生本部の看板を永田町に取りつけられました。

創生本部では、2060年時点で1億人程度の人口を維持するため、地方が成長する活力を取り戻し、人口減少を克服することを基本目標として、若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現、「東京一極集中」の歯止め、そして、地域の特性に即した地域課題の解決、この三つの視点を基本として、魅力あふれる地方を創生することとしております。

また、国と地方が総力を挙げて取り組むための指針として、国の長期ビ

ジョンと総合戦略を年内に決定することとしております。

そもそもこの人口減少問題は、5月に増田寛也元総務大臣が座長を務める 民間団体、日本創成会議・人口減少問題検討分科会が、2040年に20歳から39 歳の女性が2010年に比べ半分以下となる自治体が896市町村に上り、これら の市町村は将来的には消滅の可能性が高いということを発表したことが、 様々な場で議論の一つのきっかけとなっております。

(パネルを示す) それでは、ちょっとこのパネルを見ていただきたいと思いますが、小さくて申しわけございませんが、この地図で黒とグレーに塗ってある市町村がいわゆる消滅可能都市となります。黒なりグレーが多いのは、北海道、それから東北、それから、近畿でもこの紀伊半島のところ、それから、あと、鳥取県、島根県ですか、それから四国、こういうところですけれども、三重県においても14の市町が将来的には消滅の可能性が高いと、こういう結果でございます。

次に、このパネルをちょっと見ていただきたいと思います。(パネルを示す)この図は、日本は2008年をピークに人口減少に転じておりまして、今後、本格的な人口減少社会に突入をしていきます。このまま手を出さなければ、2010年に約1億2800万人あった人口が、2050年、いわゆる黄色いところ、2050年には約9700万人、そして、今世紀末の2100年、いわゆる一番右のところでございますけれども、ここでは人口が5000万人を切って約4900万人と、わずか100年、明治から始まってわずか100年の間に現在の人口が40%減少するという、こういうような状況が、今、想定されるわけでございます。

人口減少は政治や経済の予測と比べて著しく精度が高いと言われておりまして、大きくぶれることはありません。過去に出された推計値と実際の数字を比べれば、むしろ若干厳しい数字に向かうと予想されます。今こそ、これまでに経験したことのない人口減少という問題に真剣に立ち向かわなければなりません。

それでは、次は3枚目のこのパネルでございますけれども、(パネルを示す) そもそも人口減少問題といいますのは急にあらわれたわけではございま

せん。いわゆる戦後、この三つのピークがあるわけでございますが、初めに1947年から49年、これは第1次ベビーブームのときに出生率が4.32ございましたが、その後は低下傾向で推移して、2005年には過去最低の1.26を記録いたしましたが、その後持ち直しまして、2013年には1.43まで回復をしておりますけれども、依然として厳しい状況になっておると、こういうことでございます。

ちなみに、人口数を維持するのに必要な出生率を人口置換水準というそうでございますが、2012年現在の日本の場合が、これは2.07と言われております。今現在の1.43という出生率の数字では、50年後には日本の人口が現在の約7割に減少することを意味しております。

さて、政府の取組はどうかと申し上げますと、2003年7月、少子化社会対策基本法を制定して、内閣府に少子化社会対策会議を設置し、さらに、2007年の第一次安倍改造内閣以降は、内閣府特命担当大臣、いわゆる少子化担当大臣を任命して少子化対策に取り組んできました。しかし、残念ながら、有効な対策が打ち出せていないというのが実情ではなかろうかと思います。

その背景には、私たち国民の、この問題に対する関心の薄さもあったと思います。少子化に伴う人口減少は、同時に進行した長寿化による高齢者数が増え続けたことで、見かけ上隠されてきました。多くの国民の目は、目前の高齢化とそのための対策に向けられた、慢性疾患のようにじわじわと忍び寄る少子化が自分たちのまちや暮らしにどのような影響を与えるかについては、危機感を募らせることも認識が共有されることも余りなかったと思います。

今、高齢者すら多くの地域で減少し始め、人口減少という問題が姿をあら わすに至り、ようやくこの問題の深刻さに気づき始めたところではないで しょうか。

特に、東京など、若い人たちが多い大都市に住む人たちにとって、人口減少という問題は、現在でも余り実感が湧かないと思います。しかし、増田氏の試算では、既に全国の794市区町村で高齢者が減少しつつあります。人口減少は将来の問題ではなく、今の問題なのであります。

政治も行政も、人が増え、まちが栄えていくビジョンは打ち出しやすいのではございますが、人が減り、まちが減少していくことを住民に示すのは、誰もそんな将来を望まないため難しいことであります。政治家をはじめ、皆がこの問題を口にすることを避けてきたのも事実でございます。

しかし、日本の人口は確実に減少します。日本全体の人口が増加していた時期のように、全ての市区町村が人口を増やすことはもはや不可能であり、むしろ、全ての市区町村が人口を減らすと考えたほうがよいのではなかろうかと思います。その中で、医療や交通、教育といった生活に必要なサービスをどう維持していくのか、地域の産業や雇用をどう開発していくのかなど、多くの課題に取り組む必要があります。

難しいのは、既に進行している高齢化への対策を行うと同時に、これらの 対策を考えなければならないということもございまして、大変難しい問題で ございますが、まず、政治、行政、住民が事実をきちっと認識することが大 切でなかろうかと思います。

そこで、人口の社会減対策について、特に人口の社会移動について、国の 大きな課題でございますので少しお伺いをいたします。

このパネルをごらんください。(パネルを示す)人口の社会移動の推移でございますけれども、三大都市圏を少しこうしてございます。赤いところが東京、青いところが関西、それから名古屋が緑色でございますけど、まず、人口の推移については、戦後日本では3回にわたって地方から大都市圏に人口が移動をしています。第1期は1960年代から70年代の高度成長期で、経済力の地域間格差が広まり、地方の若者が集団就職によって、三大都市圏に集積した重化学工業の労働力として移動しました。第2期は、1980年代から93年まで、バブル経済期を含む時期です。東京圏はサービス業や金融業を中心に成長して人口流入が進みました。第3期は、2000年以降の円高による製造業不振や公共事業の減少などで地方の経済や雇用状況が悪化し、これに伴い、若年層を中心に地方から東京圏への人口流入が再び生じ、現在に至っております。

地方から大都市圏への人口移動は、累積をすると1954年から2009年までの間に累計で約1147万人もの膨大な数に上ります。しかも、移動した若年層が中心で、将来子どもを産む若年層を人口再生産力と考えるならば、地方は単に人口を減少させたにとどまらず、人口再生産力そのものを大都市圏に流出させることとなったのであります。その結果、地方は加速度的に人口減少が進む事態となりました。これが、地方から人口減少が始まり、東京一極集中となり、しかも、地方の人口減少スピードが非常に速い要因になったわけでございます。

そこでお伺いいたしますが、今後、人口問題なり防災面を考えると、東京 一極集中にどう対応すべきか、まず、国は何をなすべきか、大きな課題です が、地方の知事の立場で所見をお伺いいたします。

次に、国の動向も重要でございますが、県として、三重県の人口移動対策と、先日の知事の提案説明でも学ぶ場、働く場、暮らす場の視点から対策を検討するとのことですが、具体的にどのように取り組もうとされておるのか、お伺いをいたしたいと思います。

[鈴木英敬知事登壇]

○知事(鈴木英敬) 人口の東京一極集中に対して国がどういう対応をとるべきかということについての地方の立場からの所見をという御質問に対して答弁いたします。

国が設置しましたまち・ひと・しごと創生本部における基本方針では、地方が成長する活力を取り戻し、人口減少を克服することを基本目標とし、従来の取組の延長線上にはない次元の異なる政策を、中長期的な観点から、確かな結果が出るまで断固として力強く実行していくとうたわれています。

東京一極集中を是正するには、地方がそれぞれの地域特性を生かした地域づくりに全力を挙げることが必要であるとともに、国レベルでのグランドデザインも不可欠です。まち・ひと・しごと創生本部では年度内の早い時期に総合戦略を策定する方向ですが、その中で、東京一極集中是正に向けた目標と、それを実現する手段を示していただきたいと考えています。

このような国の動きに対し、地方の声を国に届けるため、8月7日に私と 西川福井県知事とで首相官邸に菅官房長官を訪ね、13県の知事で組織する自 立と分散で日本を変えるふるさと知事ネットワークとして取りまとめた、企 業の地方分散や大学の地方への分散及び魅力向上、充実など、人口減少対策 に関する提言書を手渡したところです。

今後、国に求める取組について具体的に触れますと、人口の社会移動の主な原因は所得と雇用機会の格差だと言われています。そういう意味では、県内の産業を活性化させ、良質な雇用を創出することが最も重要です。こうした観点から国には、企業の本社機能や研究開発機能等を地方に立地する際のインセンティブとして地方の法人税率を都市部より軽減する制度の導入など、働く場の充実につながる取組の実施を引き続き働きかけていきたいと考えています。

さらに、本県では大学進学時に約8割の学生が県外に流出している実態があり、多くの若者が進学時に流出する状況は他の地方も同じです。新しい世界で自らの力を試したい若者が海外を含め県外に出ることは積極的に応援したいと考えていますが、本来なら地元で学びたいという希望を持ちながら、選択肢がないため、または地域や地域の大学の魅力を知らないために県外に流出するようなことは避けなければならないと考えています。

また、地方の高等教育機関は、ひとづくりも含めて地域におけるイノベーションの核となる存在でもあり、働く場の充実にも欠かせない存在です。このことから、大学の収容力の向上や、地方が必要とする人材の育成、地域課題の解決に熱心な高等教育機関に対する運営面を含めた支援など、学ぶ場の充実に向けた取組の実施を引き続き働きかけていきたいと考えております。

加えて、雇用創出や子育で支援、移住、定住の促進など、人口減少対策に は膨大な財政需要の発生が見込まれることから、地方が自立的な対策を講じ るための財政支援策が不可欠となります。このことから、地方創生関連の施 策に関し、地方の実情にあわせて自治体が自由に使うことができる新たな交 付金の創設などを働きかけていきたいと考えています。 これらの対策の実行に当たっては、まち・ひと・しごと創生本部の基本方針で示されている各省庁の縦割りの排除、現場重視等の姿勢をぜひ貫いていただき、地方の実情に応じた創意工夫に基づく取組を積極的に支援していただきたいと考えていますし、過去の地方対策の教訓も踏まえ、ちまちました小さい予算を乱立させるのではなく、根幹的な制度改正にも積極果敢に取り組んでいただくことを期待したいと思います。

[竹内 望戦略企画部長登壇]

〇戦略企画部長(竹内 望) 人口の社会減対策、県としての取組について御答弁をさせていただきます。

人口の社会減対策としては、県内の産業を活性化させ、良質な雇用を創出することが最も重要であり、県では、国の成長戦略に先駆けましてみえ産業振興戦略を策定するとともに、本年4月には三重県中小企業・小規模企業振興条例を施行するなど、県内産業の振興を県政の重要課題として位置づけ取り組んでまいりました。

また、南部地域活性化についても選択・集中プログラムに位置づけ、若者 の就労支援や移住、定住の取組などに注力をしてきたところでございます。

しかしながら、人口の流出傾向に歯どめがかかっていないのが現状でございます。このことから、従来の取組に加えまして、人口の社会移動の契機となります進学時の対応としての学ぶ場、就職・転職時の対応としての働く場、そして、それらのベースでもあり、人を引きつける魅力ある地域としての暮らす場など、幅広い視点からの対策が必要だと考えております。

このため、庁内に、各部の副部長等で構成をいたします人口の社会減対策 検討会議を6月に設置いたしまして、三重県の社会減対策のあり方、具体的 な取組の方向性について検討を始めたところでございます。検討会議の下に は、学ぶ場、働く場、暮らす場の三つの部会を設置いたしまして、それぞれ の視点で統計データ等に基づいた定量的な実態把握を行うとともに、有識者 をはじめ、県内外の関係者の御意見も伺いながら、課題を抽出することとい たしております。 また、学ぶ場の観点から議論を行うため、全ての高等教育機関の学長、校長と知事が初めて一堂に会します県内高等教育機関の長と知事との意見交換会を7月に立ち上げまして、今後、具体的な対策の検討を進めることとしております。

こうした中、大学進学時の県外流出が社会減の多くの要素となっておることから、まずは、平成27年度は学ぶ場を中心といたしまして、若者の県内定着に向けた取組に注力をしていきたいと考えております。県内高等教育機関への入学者を確保し、若者の県外流出に歯どめをかけるため、県内高等教育機関の魅力を向上させ、その魅力を高校生等に周知する方策を検討してまいります。

また、国では年内に総合戦略を策定することとしており、地方においても 都道府県版総合戦略の策定が求められる見込みでございます。県版総合戦略 の策定に当たりましては、まち・ひと・しごと創生本部の動きも注視しなが ら、市町をはじめとする関係者の皆さんとも連携をいたしまして、これまで の取組に加え、課題をより的確に捉えた対策とすることで、人口の社会減対 策にしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

〔47番 山本 勝議員登壇〕

〇47番(山本 勝) どうも、各方面にわたりまして御答弁をありがとうございました。

特に大学の問題等でいろいろ話をされましたが、一旦、大都市に出た若者を地方に呼び戻して、そして、また、呼び込むという、こういう機能の強化というのはまさに必要でございまして、地方にとって、若者が本当に魅力のある地域なのかという、こんなところは、これからもやっぱり、どうしてもそういう魅力づくりというのをやっていかなければ、地方に若者を呼び戻していくのはなかなか難しいのではなかろうかなと。そういう面では、地方の中枢拠点都市構想というんですか、例えば三重県なら三重県の中である程度中核的な都市をいろいろ形成する中で、そこである程度魅力を持った、ある

面ではそういうまちづくりをやっていくというのは、県外なり東京に出てい くということについては、ある程度防いでいくような、まちづくりもやって いかなきゃなりませんし、もう少し小さくなってくるならば、コンパクトシ ティー、いわゆる本当に小さな、その中でも魅力がある、また、若者にとっ て、働いてそこで暮らして憩えるという、こんなところも、地方の中核都市 とあわせて、こういうまちづくりもやっていくべきかなと、こういうふうに 思います。また、大学の問題もいろいろ出ましたけれども、やはり若者を呼 び込むまちにするという面では、大学とか専門学校、人生の中には、地方か ら大都市へ人が移動する場合には、大学や専門学校へ入学する時期が1回ご ざいますし、それから、最初の就職、あと、40歳代ごろの転職とか再出発と か、それとあわせて定年という、こういう四つぐらいの人の流れの中で人を 呼び込む。また、ある面では戻ってくるということをいろいろ分析していく ならば、そういうような四つのいろんな大きな時期に、ある面では地方が対 応できるような、そして、また、地方に戻ってきたいなというような、こう いうまちづくりというものもこれからやっていくべきではなかろうかなと、 このように思います。中高年の地方への移住の支援、いわゆる中年で地方に 戻ってみたいとか、それから、定年でやっぱり地方で一回暮らしたいとか、 こういうことも含めたいろんな施策というのはもう少しいろいろ研究をして いただいて、三重県独自の、特に地方の、この三重県の特性に応じたまちづ くりというのを今後ともやっていただきたい、このように思いますが、そう いうところを一つお話しさせていただいて。

あと、特に女性の能力活用という問題と高齢者の就労という問題についてちょっとお伺いしたいと思いますけれども、女性の能力の活用という面では、申すまでもなく人口減少社会では生産年齢人口も当然減少し続けることで、地域の活力を維持するためには労働者の確保が重要で、労働者の確保には、少子化対策、出産、育児で職場を離れる女性の活用、それから高齢者の活用、そして、また、外国からの高度人材の受け入れ等、様々な方策がございますけれども、その中で、とりわけ女性の中小企業、地方は当然、ある程度中小

企業というのが、ある面では大きな労働力の確保を担ってまいりますので、 労働力の確保が困難な中小企業の中で、子育てと仕事を両立させることに不 安を感じている女性の約6割が出産等を機会に離職して、前の職で身につけ たスキルが社会で生かされるような、こんなような職場を一回探して、でき れば再就職をしたい、こういう面では、もう少し中小企業の人材確保対策の 一つとして、女性の能力活用に向けたこんな取組というのも検討して取り組 んでいただきたいと思いますが、お伺いをする。

それと、もう一つは高齢者でございますけれども、高齢者を取り巻く環境につきましては、以前は胴上げ型の、大勢の人が高齢者を支える、こういう状況であったんですけれども、最近は騎馬戦型、少人数で高齢者を支える、最近では、もうこれからは肩車型、ほぼ1人で高齢者の1人を支えるというような、こんなような社会の状況になってくるということを考えますと、高齢者の皆さん方も、支えられる側から支える側のほうに、ある面ではシフトを向けていく、そんな社会づくりというのも必要ではないか。そのためには、高齢者の定義というのをある面では見直すような時期も来るかもわかりませんし、定年制度自体の再検討という時期が来るかもわかりませんけど、そういう面で、高齢者の就労等について、今まで余り、少子化については取組もされておりますけれども、高齢者の取組というのはちょっと、県のほうも最近余りお聞きをする機会がないものですから、この女性の能力活用と高齢者の就労等についてお伺いをいたしたいと思います。

○雇用経済部長(廣田恵子) 女性の関係でございます。

中小企業における女性の活用については、潜在的な女性の能力を生かし、 様々な分野で経済を活性化させる力となることが期待されております。

現在でございますが、今年度から新たに、女性の再就職を阻害する要因となっております離職ブランク等の不安を払拭できるよう、働くために必要なスキルアップ研修とインターンシップを組み合わせた事業に取り組むことによって、中小企業の人材確保にもつなげているところでございます。

また、子育て期の女性に対するキャリアカウンセリングや、子育て期の女

性を雇用することによる経営上のメリットを企業に理解いただくためのセミナーなどの開催にも取り組んでございます。

今後でございますが、再就職支援ということだけではなくて、県内中小企業における女性活用に向けた課題やニーズを把握してミスマッチの解消や定着支援を図ること、それから、就職前の女子学生に対して、出産、子育て等と仕事を両立しながら就労を継続するライフプランやキャリアデザインの形成を支援することなどが必要であると考えております。

このように、今後も、女性がライフステージに応じて働き続けることができるよう、環境整備に取り組んでまいります。

高齢者の就労の件でございます。

高齢者は、意欲、体力等の状況も異なることから、多様な雇用・就業機会を提供することが必要であると考えております。

高齢者の能力を生かした地域社会づくりを行うために、定年退職後等の高齢者の多様な就業ニーズや地域のニーズに応じた就業機会の提供、それから、就労に向けた技能講習等を実施している三重県シルバー人材センター連合会への支援というのを県は行っております。

それから、シルバー人材センターからの役務の調達に関する要綱を制定しまして、各部局や市町に対し、地方自治法施行令に基づく随意契約を活用したシルバー人材センターへの発注を呼びかけて、高齢者の就労機会の確保というのを支援しております。

それから、平成25年12月から開始しました三重県戦略産業雇用創造プロジェクト事業では、企業の生産性向上のため、中小企業が抱える課題の解決に必要となる豊富な経験や知識を持つ企業退職人材と、県内中小企業のマッチング交流会を開催して、企業退職人材を活用した取組を進めております。

そのほか、三重労働局やハローワークなど関係機関と連携しながら、中高年齢者等を対象とした就職面接会を開催し、平成25年には6回開催しまして157社の企業が出展し、参加者370人のうち39人が採用内定に結びついております。

今後も三重労働局等の関係機関と連携しながら、生涯現役社会の実現に向けて取り組んでまいります。

[47番 山本 勝議員登壇]

〇47番(山本 勝) どうもありがとうございました。

特に女性のこれからの仕事については、女性のライフステージに合わせて機会をつくって働けるような環境づくりをやっていきたいということでございますし、高齢者のほうは、特にシルバー人材センターについてというようなお話もございましたが、これからはやっぱり、高齢者の皆さん方が、支える側というんですか、そんな立場のところでやっていただくためには、もっともっと働ける環境が、柔軟な状況で働ける、そういう環境づくりと支援策が必要ではなかろうかと思いますので、より一層、余り施策的には出されていない高齢者の就労についても、できればひとつ、今後、積極的に取り組んでいただきたいなと、こうやって思っています。

次に、人口の自然減等についてお伺いをいたしたいと思いますが、この問題につきましては、県は三重県少子化対策総合推進本部を設置して、この7月には三重県少子化対策推進県民会議を立ち上げて、精力的に対応されておりますが、改めてお伺いします。少子化をとめる戦略については、日本創成会議のストップ少子化・地方元気戦略、これが、2025年に希望出生率として1.8を実現することを基本目標としております。この1.8という数字は、20歳代後半の結婚割合が現在40%なのですが、60%になれば達成できる数字でございます。また、20歳代前半の結婚割合は現在8%なのでございますが、25%になれば、人口を維持できるとされる出生率2.1も可能となるわけでございます。

そこで、これから策定する三重県子ども・少子化対策計画において、こうした数値目標についてどのように考えておられるのか、数字にはメッセージ性があり十分な配慮が必要かと思われますが、わかりやすい目標項目としては合計特殊出生率や出生数などがあり、こうした項目を目標値に入れる考えがあるのかどうか、また、入れないのであればどのような数値目標を考えて

いるのか、お伺いをします。

例えば、先ほど数字でお示ししましたように、より若い年齢で結婚する若者を増やすには、出生率の向上に寄与をします晩婚化に伴う晩産化は、結婚や妊娠、出産などについては個人の考え方や価値観が尊重されることが大前提ではありますが、医学的にも憂慮する事態でございますので、こうしたことについても数値目標を考えていろいろこれから検討していただくということでは、三重県子ども・少子化対策計画にどのような目標数値を入れていくかという形でお伺いをいたしたいと思います。

〔西城昭二健康福祉部子ども・家庭局長登壇〕

〇健康福祉部子ども・家庭局長(西城昭二) 少子化対策に関する数値目標についてお答えいたします。

三重県子ども・少子化対策計画、仮称でございますが、この計画につきましては現在、三重県少子化対策推進県民会議の計画策定部会におきまして策定作業を進めております。

部会では、おおむね10年先の目指すべき社会像を、結婚、妊娠、子育てなどの希望がかない、全ての子どもが豊かに育つことのできる三重とした上で、この社会像を踏まえ、計画全体を包含するような総合目標についても検討が行われているところでございます。

この計画に基づく対策は長期にわたり計画的に進める必要があることから、 取組の進捗状況や達成度合いを県民の皆様に見える化し、PDCAサイクル を回すために総合目標を数値目標として設定することで部会の委員の皆様の 意見が一致したところでございます。

また、設定する目標はあくまでも行政としての目標であるということを県 民の皆様に丁寧に説明する必要があるとの御指摘もいただいているところで ございます。

総合目標につきましては、目指すべき社会像の結婚、妊娠、子育てなどの 希望がかなうに着目した目標と、全ての子どもが豊かに育つに着目した目標 の二つが必要とされ、このうち、希望がかなうに着目した、いわゆる少子化 対策に関する目標につきましては、合計特殊出生率や出生数をもとに設定する方向で議論が行われております。

こうした数値目標につきましては、目標値の置き方によりましては議員御指摘のように女性にプレッシャーを与えるおそれがあるとの指摘もあります。そこで、今後、目標値の持つメッセージ性なども考慮した上で、10月を目途に部会案として決定をいただき、11月の第2回の三重県少子化対策推進県民会議で御議論いただいた上で、12月に取りまとめる予定の中間案に盛り込むこととしております。

以上でございます。

[47番 山本 勝議員登壇]

〇47番(山本 勝) どうもありがとうございました。少し前向きに御答弁をいただきまして、どうもありがとうございます。

数字を盛り込むというのもなかなかある面では難しい課題もあろうかと思いますが、まず、今、出生率1.43のところを1.8に上げていくという、この一つの大きな目標があるわけでございますけれども、沖縄県の出生率は2013年で1.94でございまして、OECDの加盟国の約半数が出生率は1.8を超えておると、こういうことでございます。

また、スウェーデンでは、1999年から2010までの11年間で出生率が1.50から1.98まで0.5ポイント上昇したと、こういうような状況もあるわけでございますので、国として、また、県のほうでも、いろいろこれからの目標に対しての施策についても十分一回御検討をいただけば可能な数字ではなかろうかなと、このように思っております。人口減少対策等についてある程度、これから真剣に考えていくような時期ではなかろうかと思いますので、よろしくお願い申し上げます。ちょっと時間がございませんので、あと、知事のほうに、三重県の人口減に対する将来像ということで、三重県の将来について、50年、100年後を考えたときに、人口減少は避けて通れない喫緊の課題でございますし、人口減少問題は地域間競争でもございますので、そうした中で、三重県だけでも、三重県だけと言うとまたあれかもしれませんけど、三重県

は何としてでも人口減少を食いとめていくんだという、こういうような意気 込みを、知事のほうからお伺いいたしたいと思います。

[鈴木英敬知事登壇]

〇知事(鈴木英敬) 人口減少問題の中で、三重県が生き残っていくということについての決意ということでございます。

三重県としましては、人口減少問題に対してこれまでも強い危機感を持っており、日本創成会議・人口減少問題検討分科会の発表に先駆けて、その座長である増田元総務大臣も委員となっている三重県経営戦略会議において議論を重ねるなど、検討を進めてきたところでございます。

100年後も本県が輝き続けるには、まずは、現在の自然減、社会減のトレンドを変えていくことが必要です。自然減対策としては、産めよ増やせよではなく、結婚、妊娠、子育てなどの希望がかない、全ての子どもが豊かに育つことのできる三重を着実に実現することが重要であり、社会減対策としては、誰もが誇りを持って学び、働き、暮らすことができる三重の実現が不可欠であると考えております。このことによって三重県が、暮らす場として、また、様々な分野において選ばれ続ける県になるよう、全力を傾注してまいりたいと考えております。

〔47番 山本 勝議員登壇〕

O47番(山本 勝) 知事、どうもありがとうございました。

三重県も将来的なシミュレーションを持っているということで少し思っておったのですけれども、それはそれとして、国の動向で、流れでいきますと、185万人の、この人口が100年後には、70万人もしくは80万人ぐらいの、こんな人口になると想定をされるわけでございますので、どうぞこれからも、新しい視点の中で十分御努力をいただきたいなと思います。

それでは、時間も大分たちましたので、次の県北部海抜ゼロメートル地域 の対策等についてお伺いをいたしたいと思います。

これは、明日は9月26日で、伊勢湾台風襲来から55年目でございまして、 東海地方を中心に死者・行方不明者数が5098人、桑名市、木曽岬町も合わせ て犠牲者が911名、大変な災害でございまして、いろいろな各種の催しもこの時期の中に行われておりますが、9月21日は三重県主催で、桑名市、いなべ市、東員町、木曽岬町の2市2町で広域避難訓練が実施されて、特に避難民を受け入れる訓練を中心にして行われました。

また、23日には国土交通省主催で、桑名市民ホールで木曽三川下流部防災サミットが、東海3県の桑名市、木曽岬町、弥富市、海津市、愛西市の4市1町の首長が出席をして、アドバイザーに群馬大学の片田敏孝先生をお招きして、大規模水害による犠牲者ゼロを目指してというパネルディスカッション等が行われました。

また、私の地元でも明日26日は、ちょうど大災害の55周年ということで、こういう、(パネルを示す)伊勢湾台風55周年の集いということで、あかりプロジェクト桑名という、この民間の団体が、国土交通省、そして、桑名市、各自治会、ロータリークラブ等も巻き込んで、忘れてはならないこの日をということで、いろいろ1日行事をやる予定をしております。まさにこの55年を経過して、桑名市民でももう3分の2が伊勢湾台風を知らないと、こんなような状況になってきておりまして、いろいろ行事も行われておりますが、予定をされておりますけれども、私のほうから、地震・津波・台風対策を含めて、ソフト、ハード面での対策、それと現状等についてお伺いをいたしたいと思いますが、もう直接お伺いをさせていただくということでは、今現在、県北部海抜ゼロメートル地帯対策協議会、これが、南海トラフ地震対策特別措置法で、特に桑名、それから木曽岬地域が外れたところについて、この協議会でいろいろ検討をしていただいておりますけれども、この辺のところの検討状況、そして、あわせて国との協議の見通し等についても1点お伺いいたしたいと思います。

それと、今後の対策でございますけれども、海抜ゼロメートル地帯という この地域の特殊の事情を考慮して、今現在はこの特措法に追加指定というよ うな形でいろいろお話を今までしてきておるやにお伺いをするわけでござい ますけれども、この地域の特殊事情を考慮して新たな対策を検討していただ く、そして、また、国にその支援を求めていくという、こういうような考え 方等について、県としてどのような対応を今現在検討されておるのか。

そして、また、21日に実施された桑員地区の広域避難訓練、これは、木曽岬町からもバス15台、約500人ぐらいの方が大山田の高台に避難していただいたり、それを、先ほど言いましたように、受け入れ体制で自主的に団地の皆さん方が組織をつくってやられたということで、大きな成果があったのではなかろうかなと、このように思うわけでございますけれども、防災対策部長のこの訓練に対しての感想も含めて、以上、3点お伺いをいたしたいと思います。

[稲垣 司防災対策部長登壇]

〇防災対策部長(稲垣 司) 海抜ゼロメートル地帯の対策につきまして、ソフト対策の面から御答弁を差し上げます。

その前に、まず、先ほど感想をということで、桑員地区の広域避難訓練に参加した際の感想について述べさせていただきますけれども、桑員地区の訓練は、超大型台風の接近という想定のもとで、先ほども御紹介がありました木曽岬町のほうからバス15台で、住民の皆さんが調整の場面であります多度アイリスパークへ来て、そこで調整して、桑名・員弁地区へ広域避難するという、大変大きなスケールのものでございました。

実際、現実の災害時にこれだけの数のバスがスムーズに調達できるのかとか、あるいは、実際、本当に、そもそも住民の皆さんにきちんと伝達できるのか、整然と乗り込んでいただけるのかと、いろんな問題が当然あると思いますけれども、それは課題があるのは当然で、今後検証していけばいいと思っておりますが、要は、あのように市町が連携して、そして、何より、大変多くの住民の方が参加されたと、そういった点において、今回の訓練、大変有意義であったと私は思っております。

県北部の海抜ゼロメートル地帯におきましては、ああした広域避難訓練というのは絶対に欠かすことができないと考えております。先ほど言われました、県、桑名市、木曽岬町で立ち上げました県北部海抜ゼロメートル地帯対

策協議会、この中でも重要なテーマとして今後も取り上げていきたいと考え ております。

さて、そこで、一つ目の質問ですけれども、その協議会の検討状況です。 現在は、桑名市、木曽岬町からの海抜ゼロメートル地帯に対する考え方、 現状認識等々を踏まえました上で、先ほどちょっと特殊事情と言われました けれども、そうした地域の軟弱地盤であったり浸水域、そこにおける避難場 所の確保はどうするのかとか、あるいは、例えば取り残されてしまった避難 ビルとの通信確保はどうするのかとか、また、取り残された住民の方の、そ もそも移送手段、どうやって運んでいけばいいのかとか、そうした課題を洗 い出した上で、県と両市町とでそうした共通認識を図りながら課題解決のた めの具体策について検討し、来月中には一定の整理を行うことを目標に作業 を行っているところでございます。

一方、先ほどの訓練、桑名地域の訓練の中でもありましたように、市町を超えて、さらには、県域、県境をも越えた避難者を受け入れるための広域の避難施設の整備とか、あるいは広域避難マニュアルの作成、こうしたことも当然重要な検討項目になってまいります。これにつきましては、東海3県1市木曽川下流等における防災対策連絡会議という別の場で、我々も参加しておりますけれども、議論もしておりますので、そちらの議論も踏まえながら検討を続けていくことにしております。

次に、二つ目の御質問ですけれども、新たな対策や支援策でございますけれども、県の対応ですけれども、県の支援策と国への提言事項とに分けて整理しますと、まず、県の支援策としましては、南海トラフ地震対策特別措置法の特別強化地域における補助率のかさ上げ、これに見合う支援を行うために、現行の地域減災力補助金のリニューアルを含めまして、新たな仕組みの制度設計について現在検討しております。

一方、先ほど来言っております広域避難施設、これの整備等に対する財政 支援につきましては国への提言事項としたいなというふうに思っております。 ただ、これにつきましては、桑名市や木曽岬町だけでなく、愛知県など他県 との調整も必要になってまいります。また、議員からも国との協議の見通しという話がございましたけれども、これまでの本県の提言・提案活動などを受けまして、現在、国におきましても海抜ゼロメートル地帯対策についての検討が行われているというふうに聞き及んでおりますので、そうした国の動向も注視しながら、本年度はどこまで提言するのか、来年度はどこまでかと、そうしたことも含めて慎重に検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

[47番 山本 勝議員登壇]

〇47番(山本 勝) どうもありがとうございました。

特に協議会での検討をいろいろしていただいておりまして、検討会の意見も十分重視をしてやっていただきたいと思いますし、海抜ゼロメートル地帯での新たな対策という、これにつきましても、やっぱり他地域と違って特殊な地域でございますので、そういうところも考慮していただいて、できれば追加指定ということではなしに、新たな対策を検討していただくような形でお願いいたしたいなと思います。

桑員の広域の避難訓練等については、防災対策部長も今、感想をお話しされました。私自身も、特に桑名の地元のほうからいろいろお聞きしますと、団地の高台のところに他の地域からどんどん来るわけでございますけれども、例えば、桑名にも海抜ゼロメートル地帯がございますから、先に避難をした場合に、後から避難をしてきた方々の皆さん方とともにうまく助け合って、そして、また、ある面では一つの気持ちでやっていかないと、なかなか、先にいいところへ避難してしまうと、それが何か、ある面ではトラブルというんですか、連携がうまくいかないような形になってしまいますので、そんな役目というのは、ある面では県の大きな役目でございます。片田先生も23日におっしゃっておみえになりましたんですけど、広域避難とは、地域全体が運命共同体で、皆でともに助かろうという意識、この気持ちが大切だということをお話しされてみえましたから、これから、今後とも、県の調整等につ

いては十分お話を、努力をしていただきたいと思います。

時間がございませんのでハードの面についてお伺いいたしたいと思いますけれども、1点目は、木曽三川河口部の堤防の問題と、長島、そして、また、城南海岸の堤防等の問題での進捗状況、あわせて、国道1号もかかっております伊勢大橋も約80年経過をしておりますし、あれも緊急輸送道路の一つでございますし生活道路でございますので、この辺の進捗状況、そして、また、県の管理道路でもございます県道湾岸桑名インター線と水郷公園線、これも緊急輸送道路でございますので、こんなところについての対応等がもしいろいろございましたら、お伺いをいたしたいと思います。

〔土井英尚県土整備部長登壇〕

〇県土整備部長(土井英尚) ハード対策について答弁させていただきます。

まず、木曽三川の河口部の河川堤防におきましては、国土交通省により平成23年度から耐震対策として液状化対策工事が進められております。特に平成25年度からは、東日本大震災を契機に予算化されました全国防災対策費により大幅に増額して事業を進めていただいており、国道23号より下流側において、堤防の川側、陸側を合わせた計画延長25キロメートルに対し、26年7月末までに約5キロメートルの整備が完了しております。さらに、平成26年度、木曽川の源緑・松陰地区、揖斐川白鶏・城南地区において約3.6キロメートルの整備が行われております。

次に、海岸堤防につきましては三重県が液状化対策工事を行っております。 長島地区海岸では、全長1.4キロメートルのうち、平成20年度から25年度 にかけましてまず海側の約1.2キロメートルの整備が完了し、今年度は、残 る区間の整備を完了させるとともに、陸側の工事に新たに着手することとし ております。

城南海岸につきましては、全長約2.4キロメートルのうち、海域に面した 約800メートルの区間について、平成24年度から調査に着手し、今年度から 工事に着工していきたいと考えております。

今後とも、木曽三川の河川堤防の液状化対策の推進が図られますように国

に強く働きかけていくとともに、県管理の整備についても予算確保に努め、 事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、伊勢大橋のかけかえの取組状況ですが、これまでに拡幅に必要となる用地取得や橋梁の詳細設計が完了し、今年度は、昨年度に引き続き補償調査や取りつけ道路部の改良工事などを行うとともに、河川内の橋梁下部工事、橋脚の施工、これに着手するという予定と聞いておるところでございます。

そして、県道の水郷公園線、湾岸桑名インター線の、特に耐震ということで、橋梁の耐震化でございますが、水郷公園線につきましては15メートル以上の橋梁が三つありまして、そのうち二つについてはもう完了しており、残る福吉橋というのがありまして、これについても平成19年度に落橋防止は終わっておりまして、橋脚補強について、27年度に詳細設計、28年度に工事を行っていきたいと考えておる次第でございます。

ちなみに湾岸桑名インター線については、もう耐震工事が終わっているというか、耐震化できているということでございます。

以上でございます。

〔47番 山本 勝議員登壇〕

〇47番(山本 勝) どうも詳細にありがとうございました。

今後とも、住民の安全・安心の確保のために一日も早い早期完了に向けて 引き続きよろしくお願い申し上げて、あと、木曽岬の干拓の中の堤防でござ いますが、あれにつきましては私も触れなかったんですけれども、要望でご ざいますけれども、今は手つかずでございます。やっぱり一日も早くそうい うところについての対応も考えていただくようによろしくお願い申し上げて 終結いたします。ありがとうございました。(拍手)

O副議長(奥野英介) 30番 北川裕之議員。

[30番 北川裕之議員登壇·拍手]

O30番(北川裕之) 皆さん、こんにちは。新政みえ所属、名張市選出の北川裕之です。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

さて、今年も秋の気配が深まりつつあり、平成26年度も約半分が終わろうとしています。県民の皆さんに県の情報をお知らせすべく作成されてきた県政だよりみえが県民の皆様のお手元に届かなくなってはや半年が過ぎました。そう言われてみれば、うちの家に県政だよりが届かないと思われる方もあるかもしれません。そうです。この4月から県政だよりみえは全戸配布されなくなりました。前回の一般質問ではこの問題点について知事と議論をさせていただきましたが、今日はその予定ではございません。せっかくの機会ですから宣伝にも御協力いたしたいと思います。

印刷物の県政だよりの全戸配布はなくなりましたが、かわりに、ごらんの 三重テレビのデータ放送に県政だよりは掲載されております。リモコンの d ボタンを押していただくと情報を読むことができます。一度お試しください。 ただし、今は押さないでください。私の額が左上に小さくなってしまいます。 他の番組か他の議員の方の中継の際にお試しください。

さて、前置きが長くなってしまいましたが、通告に従って質問に入らせて いただきます。

まずは、三重県が取り組む雇用対策についてであります。

雇用対策については22日の一般質問で、我が会派の下野議員が非正規雇用を正規雇用に転換していく施策を県に求める質問をされました。私の質問も同趣旨ですので、できるだけ重なりのないよう、少し細かいところを拾う形で進めたいと思います。

最初に、このフリップをごらんいただきたいと思います。(パネルを示す)これは、内閣府が出している平成26年版少子化社会対策白書の抜粋です。よく使われることがありますから、見られた方も多いと思います。就労形態別に、配偶者のいる割合、すなわち婚姻率をあらわしています。この表は男性の数字です。一番上の赤い線が正社員、その下の緑色、黄色、青色と三つの線は、形態は異なりますが、いわゆる非正規雇用、ここは非典型雇用と書いてありますが同義語と考えていただいて、非正規雇用です。そして、一番下の赤い線が無業者と続きます。

ごらんのとおり、20代前半では余り差は開いていませんが、30代前半になると配偶者のいる割合は、正社員は57.1%に対して非正規雇用は25%以下、パート、アルバイトでは17.1%と大変低い数字になります。

同じく、内閣府の家族と地域における子育でに関する意識調査では、若い世代で未婚、晩婚が増えている理由に、男性は経済的に余裕がないからという理由をトップに挙げています。女性は子育でや仕事に対する不安からまた違った傾向がありますので、今日は時間の都合上、省略をさせていただきますが、改めて若い世代には大変厳しい数字だなと感じさせていただいています。

御承知のように、少子化が始まったのは1970年代であり、その原因も様々な要素が絡み合っていますから、雇用形態や収入だけが影響しているとは申しません。しかし、大きな要素の一つであることに間違いはないと思います。次に、二つ目、このフリップをごらんください。(パネルを示す)こちらは少し説明が必要です。文部科学省の委託でお茶の水女子大学の耳塚教授、県の教育改革推進会議の委員もしていただいていますが、耳塚教授が中心となって、平成25年度全国学力・学習状況調査の追加調査として実施した保護者に対する調査の結果を分析したものの一つです。この3月に文部科学省から公表されており、こちらもよく報道されるものです。

児童の家庭状況と学力の関係を分析しているのですが、ちょっと青い点は無視していただいて、横軸というか、下の数字は少し特殊で、SESと書いてございますが、家庭の所得と両親の学歴を統合し指標化したもの。余り言いたくないですけれども、表現としては、家庭の所得と両親の学歴を統合し指標化したものです。縦軸の数字は、いわゆる全国学力テストの正答率で、いずれも学校の平均が棒グラフになっています。

ごらんいただいたように、左へ行けば行くほど、つまり、SESが低くければ低いほど正答率も低く、逆に、右側へ、SESが高ければ高いほど正答率も高くなっています。何ともやるせない数字です。恐らく三重県も同様の傾向ではないかというふうに推察をいたします。

もちろん誤解があってはいけませんからお話ししておきますが、この研究の本意は、こうした家庭の社会経済的背景による壁を打ち破って、どう子どもたちに学力をつけていくかというものなので、お時間のある方はぜひまたごらんをいただきたいというふうに思います。

余談ではありますが、全国学力・学習状況調査の結果順位がよく議論になりますが、私は順位云々よりも、この線を横一にすることが公立学校の役目ではないかと考えます。

耳塚教授におかれては、学力格差は教育的問題というより社会的問題であるというふうにおっしゃっていただいています。

さて、初めにこの二つの表を御紹介いたしました。国も県も人口減少社会に対する危機感から、今、少子化対策に大きな比重を置いていますし、また、三重県では学力向上県民運動も展開されているところではありますが、こうした課題の根底に、国民の、特に若い世代の就業の不安定さや低収入、貧困の連鎖があることを念頭に置かなくてはなりません。

もう一つ言うならば、昨今の若い世代の右傾化もこうした状況が要因では ないかと私は心配するところであります。

ただ、いつの時代だって若者は捨てたものではありません。限りないポテンシャルを秘めています。誰かが少し後押しをしてあげるだけで大きな力を発揮してくれます。今のこうした社会経済的背景を打ち破って、三重県の若者が夢を持って前進できるように、限りない自己実現に向かえるよう環境整備を整えることが私たちの使命だと考えます。

雇用の問題は、行政にできることの限界もありますが、下野議員の発言にもありましたように、景気が上向いて雇用数が伸びても正規雇用はまだまだ足りない点を考えると、経済対策と並行して雇用対策がきちんと打たれなければならないことは明白です。

このような観点から、県の雇用対策についてお尋ねをしたいと考えます。

下野議員から強く推進してほしいと言い残していただいた地域人づくり事業について、まずはお尋ねします。

平成25年度補正予算で積み増しされた基金を活用して、今年度と来年度にわたって展開されるこの事業は、国全体で1020億円、三重県は2カ年で27億円の予算が確保されています。この地域人づくり事業は厚生労働省の事業ですけれども、大変イメージしにくい事業ですが、緊急雇用対策の延長線上と考えていただいて、雇用の拡大と処遇の改善に取り組むということだというふうに理解をしております。

事業内容は2種類に分かれていまして、一つは、失業者、無業者の就職に向けた支援等を行う雇用拡大プロセスというものと、二つ目に、在職者に対する処遇改善に向けた支援等を行う処遇改善プロセスがあり、都道府県は両方のプロセスの実施が求められると同時に、それぞれの事業の到達目標を立て、その進捗を管理することとうたわれています。いずれも、自社における取組も、コンサル的に他社の取組を支援する取組も対象となっています。基本的には委託事業が多いと思います。

一つ目の雇用拡大プロセスは従来の緊急雇用の延長線上に見受けられますが、二つ目の処遇改善プロセスは新しい形の取組で注目されるところです。 例示には、若年者の早期離職防止や定着支援事業、有期契約労働者の正社員 化への支援事業、生産性の向上や販路拡大による賃金引き上げを支援する事 業などが挙げられており、まさにこうした取組が今望まれるものだと考えま す。

県では従来の事業も財源としてこの地域人づくり事業を活用しておりますので、新たな事業者提案型の事業は3分の1程度にしかなりませんが、今年度も半期が過ぎようとしていますので、全体を含め、この地域人づくり事業の進捗について、現在までの契約数、そして、雇用拡大、処遇改善の割合、事業全体で県がもくろむ数値目標をお示しいただきたいと思います。また、市町の取組状況もあわせてお答えください。

次に、若年者の雇用対策に特化して取り組んでいただいているおしごと広場みえですが、平成25年度実績で延べ1万3800人の利用者があり、登録者数が1808人、そのうち730人、率にして40.3%の若者が就職に至っています。

ほとんどが正規雇用につながっている実績は大変評価をされるところです。 職業相談やセミナー、企業説明会のみならず、新卒未就職者への長期イン ターンシップの実施など、多様なメニューをこなしていただいていますが、 現場のお話を伺っていると、まだまだ若者と、特に地域の中小企業、小規模 企業者との間にはミスマッチングがあるとのことです。就職後の定着も含め、 事業者側のさらなる意識改革なども必要との現場の声もあり、こうした点を 含めて、ミスマッチ解消への県の施策をお尋ねします。

最後に、無業者も含め、就労に向けて丁寧な支援が必要な若者に対して取り組んでいる若者サポートステーション、県内には今4カ所設けられていますが、課題として、卒業間近な高校在学生に対しての支援の手を差し伸べられるような仕組みを県でつくってほしいとの御意見を、現場からお聞きします。高校卒業者の離職率の高さはよく課題として言われるわけですが、サポステは、本人なり家族が来訪していただかないと支援は受けていただけません。進路決定がされにくい子がみえてくる12月、1月あたりから、リスクのある生徒を支援していく体制づくりを学校と連携して準備できれば、未就職や離職のまま誰の支援も受けず無業者になっていく若者を少しでも救えるのではと考えます。サポステ自体は厚生労働省の事業ということになりますけれども、県との連携は重要で、この部分について、県としての支援策を求めます。

以上、地域人づくり事業の進捗状況、ミスマッチング解消へのおしごと広場みえの取組、若者サポステの学校連携事業の県による支援、3点についてお尋ねをいたします。

〔廣田恵子雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長(廣田恵子) 3点、御質問をいただいております。

まず、地域人づくり事業の進捗状況でございます。

本年8月末で県が発注した地域人づくり事業の契約件数は76件となっており、その内訳は、雇用拡大プロセスが76%、処遇改善プロセスが24%となっております。契約金額では約13億3300万円となっておりまして、雇用拡大プ

ロセスが86%、処遇改善プロセスが14%となっております。

市町の事業につきましては、14市町から申請がございまして、27事業について補助金の交付決定を行っております。全事業費は約3億1600万円となっております。

当事業の目標につきましては、県事業と市町事業を合わせて、雇用拡大プロセスでは678人の雇用確保と、処遇改善プロセスでは468社で処遇改善を進めることとしておりまして、8月末で契約や交付決定した事業における雇用予定者数は550人、処遇改善に取り組む企業の計画数が370社であり、目標達成率は、それぞれ81%、79%となっております。

処遇改善プロセスの具体例としましては、酒類、お酒ですね、酒類製造販売の事業者からは、海外への販路拡大による売上増加と、それにもとづく従業員の賃金上昇を目指して、コンサルタントによる海外情報収集や展示会への出展などを行う事業、それから、商工団体からは、離職する率が割合高いと言われる宿泊・飲食業の定着促進のために、若手職員や管理者向けにセミナーを行う事業などが提案されておりまして、そこを採択し、県内の企業にとっても有意義な事業であるものと考えております。

今後、事業の目標達成に向けまして、より多くの企業が処遇改善プロセス に取り組むには、その活用方法について、もっと周知を図っていく必要があ ると考えております。

国におきましても全国の優良事例を取りまとめておるところでございますので、その事例を、商工関係団体等を通じて情報提供すること等により、処 遇改善プロセスの取組が増えるように努め、事業目標の達成を目指してまいります。

企業と若年者のミスマッチの案件でございます。

厚生労働省の職業安定業務統計では、全国集計ではありますが、平成22年3月に卒業した中学、高校、大学生の3年後の離職率はそれぞれ、62.1%、39.2%、31.0%となっています。このように離職率が高いのは、やはり就職の時点における企業と求職者のミスマッチが原因の一つであると考えられま

すことから、その解消に向け、若年者と企業が相互に理解し合うことが重要 であると認識しております。議員のほうから、先ほどインターンシップというお話がございましたが、やはり、それでもインターンシップという事業が 一番功を奏しておりまして、現在でも企業と若者を結ぶインターンシップ事業を実施し、企業実習を通じて若年者が企業を理解し、企業が若年者を理解する機会というのを提供しております。

また、保護者向け就職セミナーを開催し、大学生の保護者を対象に、個々人に合った企業の探し方などに関する情報を提供し、県内中小企業を就職先として考えるよう働きかけたところでございます。

また、三重県中小企業団体中央会では、経営者自らが講師となって思いを 伝える経営者による人材育成塾や、学生が魅力ある中小企業を取材し、ホームページで公開する中小企業魅力発信、きらり企業セレクションというんで すが、それなど、中小企業の人材確保・定着支援事業を実施し、企業の魅力 を学生が知り、企業側も学生と接する場を提供しているところでございます。 より効果的なマッチングのためには、県内の企業経営者や働く人の考え方、

より効果的なマッナンクのためには、県内の企業経営者や働く人の考え方。 また、企業独自の魅力などを、若年者が知り理解することが課題であると認識しております。このため、今後も国の制度等を活用したインターンシップ事業を行うとともに、中小企業と若年者のミスマッチ解消に向け、どのような企業情報をどのように提供していくかを検討していきたいと考えております。

最後に、若者サポートステーションの高校在学中の支援の件でございます。 地域若者サポートステーション、サポステというふうに呼ばせていただき ます。サポステは、若年無業者となることの未然防止の観点から、国の委託 を受けて、議員が御質問にございましたように、サポステ学校連携事業を実 施しているところでございます。

平成25年度は中退者及び在学生が対象でしたが、平成26年度からは、国の 要件変更のため、在学生は対象外になりました。このため、高校に在学中の 生徒に関しては、全ての生徒が就職内定を得られるよう、学校において就職 支援を行っているところが基本でございますが、中退により学校を離れた者は、未就業の長期化や非正規雇用が多いと想定されることもありますものですから、支援が必要な者を対象に、サポステが学校やハローワークと連携し、就労支援を行っているところです。

県における在学生に向けた支援としましては、就職希望の高校在学中の生徒を対象に配付する働くルールブックで、サポステの支援内容等を紹介しております。

また、サポステと学校の連携を促進するため、サポステ、県教育委員会、 県雇用対策課でネットワーク会議を開催するとともに、未就職のまま卒業し た場合でも速やかに支援ができるよう、県教育委員会と情報提供を行うなど の体制を整備しているところでございます。

さらに、就職未内定のまま学校を卒業した人については、その人たちを対象に、座学と企業実習を組み合わせた就職支援事業でございます企業と若者を結ぶインターンシップ事業などを実施しており、切れ目のない支援に取り組んでいるところです。

在学中からの切れ目のない支援のためには、学校の教員の方にもサポステ という存在を認識してもらうことが重要なことから、今後も県教育委員会と 連携し、サポステの支援内容の周知を行っていきたいと考えております。

以上です。

〔30番 北川裕之議員登壇〕

O30番(北川裕之) 御答弁をいただきました。

地域人づくり事業、当初からなかなか処遇改善プロセスを活用していくというのは難しいなという想定は昨年度からあったと思うんですね。ただ、やっぱり、我々の思いとしては、この処遇改善プロセスをできる限り前に進めていただく。また、これから、予算額的にはまだ残額がありますので、恐らく提案型の事業も進められていくと思います。先ほど、国を通じて活用方法の周知ということもございました。ぜひ、いい取組を私もしっかり探させていただきますので、今日は間に合いませんでしたけれども、そのあたりを

しっかり情報収集いただいて、多面的にPRをいただきたいと思います。

それから、おしごと広場のミスマッチの件ですけれども、おっしゃっていただくとおりいろんな取組をしていただいているわけですが、これは私からの要望ですが、今度、中小企業・小規模企業振興条例ができて、ブロック単位で推進協議会ができて、そして、それぞれまた部会もできながら議論を進めていただく形になっています。その中で、このマッチングの話を、地域地域で企業といろんな情報交換ができる、そこにまた学校関係者も入っていただいたりとか、そういう取組をぜひこの推進協議会の中で進めていただきたいと思います。

それから、サポステの関係ですが、未内定者の就職希望者について、卒業後、長期インターンシップをおしごと広場でもやっていただいています。ただ、やっぱり一番問題になるのは、例えば学校で、就職希望なんだけれども自分で探しますと。お世話にはなりません、自分で探しますといいながら、結果として就職されなくてそのまま未就職の状態、あるいは無業者になっていく。こういう子どもがやはりたくさんいらっしゃいますし、ここの部分のサポートを、私は県としてぜひやっていただきたいというふうに思っています。

切れ目のない支援とおっしゃっていただきました。平成25年にあった在学生の支援が、26年に切られてなくなりました。中退者が対象となっていますけど、学校にいる間は学校、卒業したらサポステなり広場というのはわかるんですけど、国の考え方も。でも、切れ目のない支援って本当の意味は、その間をつなぐものがいないといけないので、そこの役目をぜひ県で担っていたただきたい、何か仕組みづくりをしていただきたいと思うんですが、雇用経済部長、いかがですか。

○雇用経済部長(廣田恵子) 先ほどもちょっと説明をさせていただきましたが、サポステと、それから教育委員会と雇用経済部、三者常に、ネットワークが結構きちっと築かれておりますので、その中でそうなりそうな子たちという情報も得ますので、その子たちの情報を得て雇用で次につなぐというこ

とは、常に、仕組みというか、ネットワーク会議という仕組みがございます ので、それを活用させていただいて仕事を進めさせていただいております。

[30番 北川裕之議員登壇]

O30番(北川裕之) その話も理解させていただきます。

ただ、現場はその情報をいただいてどう動いているかというと、結局ボランティアでサポステの方が学校に直接入っていかれてサポートしていただいているというのが現状だと思うんですね。やっぱりそれは、私はきちんとした県として仕組みづくりをするべきだというふうに思いますので、強く要望させていただいて、次の項目に移らせていただきます。

ICTを活用した救急医療体制MIE—NET構築事業についてであります。

このことについては、3月に定例月会議の一般質問において我が会派の水谷正美議員が質問をし、執行部からは、今年度から試験的に導入が進められる旨の答弁がありました。その際、幾つかの課題について私からも関連質問をさせていただきました。論点についてはおよそ、その際に述べたつもりですが、改めてこの機会にただしておきたいと思います。

さて、おさらいを兼ねてこのシステムについて確認しておきます。 救急現場からの傷病者情報を二次・三次救急医療機関と共有するシステムということですが、具体的には、現場の救急隊が i P a d 等の携帯情報端末を使って患者情報を記録し、その情報を救急病院側と共有することによって、救急隊から病院への情報伝達を円滑に図るとともに、病院側が受け入れ可否情報を随時入力することによって携帯端末に受け入れ可能な病院リストが表示され、救急隊がその表示されたリストから搬送先の選定を行うことができるというシステムです。

救急患者のたらい回しが全国的に問題となる中で、こうした二次・三次救急に係る課題を少しでも解消するべく、ICTを活用した医療情報システムは、今、全国的に導入が進んでいます。三重県においても検討が進む中、今年度には幾つかの市町で導入に向けた準備が進められています。

システム導入によるメリットとしては、一つ、消防から搬送先可能病院がいち早く確認でき、搬送先までの時間を短縮できる、2、傷病者の詳細情報を病院側とやりとりすることによって、電話での説明時間を大幅に短縮できる、3、統計システムにより、エリア全体での搬送受け入れ状況の把握が可能になる、4、災害発生時に、円滑に病院と消防の連携が可能になる、5、隣県と同様のシステムを使用することにより、県をまたいだ搬送にも対応することができるなどが挙げられます。もちろん、当該エリアで構築されている二次救急医療体制のありようによって、そのメリットのあらわれ方には差があると思いますが、少なくとも、活用の仕方によっては三重県内でも多くのメリットが見込まれるというふうに私は想定しております。

さて、ここで課題について言及したいと思います。

3月に定例月会議で関連質問に立ち指摘をさせていただいたのですが、現在県内では、三重大学医学部附属病院を中心に中勢伊賀地域で構築されるものと、伊勢赤十字病院を中心に伊勢志摩地域で構築される二つのシステムが進められています。中勢伊賀地域では、搬送病院の受け入れ可否情報をいち早くつかみ、搬送時間の短縮を図ることに重きが置かれ、一方、搬送先がほぼ限定される伊勢志摩地域では、搬送中の適切な処置を行う、いわゆるメディカルコントロールの強化を図ることに重きを置いています。

3月の定例月会議では、それぞれの地域事情に合った形でモデル事業を進めると、県は上手に説明されましたが、そもそも私は、県が何も考えていないところで、それぞれにこの事業計画が上がってきてしまったというのが実情だと推測しています。受け入れ困難時の他地域への搬送や災害時の医療における広域連携を想定したり、あるいは、また、蓄積されるデータを活用した県全体の医療政策の構築を考えると、県内においてシステムが分かれたりばらばらになることは避けるべきです。

私は、ICTを活用した県内の医療情報システムは、県がイニシアチブを しっかりとって、一つのシステムに統一すべきと考えます。

また、県は、今年度の導入はモデル事業であり、成果の検証を踏まえて検

討すると答弁をいただきましたが、システム導入によって現場の救急隊員に かかる新たな負荷を考えると、早い段階での統一が望ましいと考えています。 百歩譲って最悪でも、将来においてシステムの相互乗り入れが可能なレベル にはしておくべきと考えます。

次に、システム運用にかかる経費についてですが、初期投資にかかる経費、システム開発経費等約9100万円は地域医療再生基金から捻出できましたが、維持管理費用については試験的導入とはいえ、導入市町の負担となっており、なかなか厳しいところです。まだ現場は試行錯誤中で、ある程度継続的な試行を重ねないと成果につなげられない点を鑑みると、来年度に向けて県としての何らかの支援が必要と考えます。これは、市長会からも要望をいただいているところであります。

また、市域、町域を超えての搬送は日常的であり、システム導入する市町、 しない市町とばらばらでは導入効果も半減であり、広域の救急医療体制の連 携構築が叫ばれる昨今、県内全域に広げるべく県として計画を立てるべきと 考えます。

それでは、佐々木医療対策局長にお尋ねをいたします。

一つ、申し上げたとおり、MIE-NETは県がイニシアチブをとってシステムの統一を図るべきです。検証云々以前に基本的な考え方としてそうあるべきと考えるかどうかお答えください。

二つ目、システムの維持管理費に対して、県としての支援策をしていく考えはありますか。お聞かせください。

三つ目に、試行の後は、県がしかるべき組織で検証し、しかるべき時期に その方向性を示すべきと考えますがいかがですか。

以上、3点についてお答えください。

[佐々木孝治健康福祉部医療対策局長登壇]

O健康福祉部医療対策局長(佐々木孝治) MIE-NETにつきまして3点 御質問いただきました。順次お答えしてまいります。

まず、異なる二つのシステムの取り扱いについてでございますけれども、

県としましては、このシステムの導入に当たりましては、地域の実情が異なる、すなわち地域ごとの課題が異なるというところを踏まえまして、これらにつきましては、救急搬送データと、今、客観的なデータで裏打ちされているわけでございますけれども、これを踏まえましてシステム設計を行うことといたしました。

具体的なシステムの仕様、概要につきましては、今、議員から御説明いただきましたので割愛させていただきますけれども、1点だけ補足させていただきますと、中勢伊賀地域のシステムというのは複数の医療機関を同時に相手にしていくというものでございまして、それによりシステムがスペックが高くなっておりまして、コストも一定程度かかるものとなってございます。

一方で、伊勢志摩地域のほうのシステムというのは、そこまでのシステム は必要ないと、機能は必要ないということでございますので、比較的低額に、 コストを抑えられるように、そのような仕組みとなってございます。

いずれにしましても、本県では実際の搬送圏域も踏まえながら、このように地域の実情に応じて異なるシステムを導入したところでございまして、当然ながらそれぞれのシステムから得られたデータの活用については、統一的な運用を図ってまいりたいと考えているところでございます。

全県的な展開というのは、やはり課題を見ながらこのシステム運用という のを図るべきだと思っておりまして、今回、伊勢志摩地域、そして中勢伊賀 地域、それぞれある課題に即した形で対応してまいりたいと現時点では考え ているところでございます。

2点目、システムの運用経費につきましては、御指摘のとおり、来年度以降は各市町において、それぞれ金額は異なるものの一定程度の費用負担が必要とされているところでございます。しかしながら、議員も御指摘いただきましたように、救急搬送というのは単一の市町内にとどまらず、市町を超えて搬送される、そのようなこともあるということ、そして、導入したシステムを安定して運用する必要があることから、県として財政的支援について検討してまいりたいと考えております。

最後に、システムの検証でございますけれども、まず、現状について御説明いたしますが、現時点ではシステムの試行運用に向けまして、関係機関において、運用上のルールであるだとか、操作手順だとか、そういったものの各種の調整、確認を進めているところでございます。

県としましては、関係機関間の合意形成を支援しながら、できる限り早期 に試行運用につなげていきたいと考えております。

その上で、この検証の場でございますけれども、一定期間の試行運用により得られましたデータに基づきまして、今度は、地域におけますメディカルコントロール協議会、これは、地域の医療機関、消防機関、市町、こういったメンバーで構成されるわけでございますけれども、ここに県も加わる形で問題点を検証いたしまして、運用のルールの改正、またはシステムの改修を必要に応じて行ってまいりたいと考えております。

今後のスケジュールでございますけれども、この検証がどの程度必要になるか、現時点では予断を持って言えませんけれども、来年度からの本格的運用を目指しまして、本年度中に一定の方向性が出せるように進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔30番 北川裕之議員登壇〕

O30番(北川裕之) 御答弁をいただきました。

統一については、全県拡大も含めて課題を見ながら検討というふうなニュアンスに受けとめさせていただきました。

前回もお話ししましたけれども、やっぱりこれ、ばらばらですと、ドクターへりも伊勢赤十字病院と三重大学医学部附属病院で、今、2カ月交代でやっていただいていますよね、そういう面も鑑みたときに、現場の救急隊員が非常に混乱するのではないかというふうに私は思っています。ぜひ、ここはしっかりと県がイニシアチブをとってやっていただくということを強く要請したいというふうに思います。

それから、財政的支援について考えていきたいというふうにお話をいただ

きました。これはぜひ前向きに御検討いただきたいと思います。中勢が、津、 伊賀、名張、やるからということではなくて、やっぱり全県的な課題として どう取り組んでいくかという流れの中で、きちんと支援策を考えていただき たいというふうに、これも強く要望させていただきます。

それから、検証について、今年度中ということでおっしゃっていただきました。メディカルコントロール協議会、恐らくそういうところになるんだろうなというふうに理解をさせていただいています。あわせて、できましたら、医療審議会、救急医療部会がありますから、ここの全体の議論としてもぜひやっていただきたいというふうに思います。

一つ、これはもう時間がありませんので要望にさせていただきますが、今のモデル導入ですけれども、かなり遅れていますね。まだ、ようやく、隊員が持ってみて、使ってみてという段階で、救急搬送自体にまだ直接使われていない段階です。どういうわけか、内情は知りませんが、県が定めている搬送基準もまだ組み込まれていないということで、これができ上がってくるのが今月末か来月かというふうなニュアンスで聞かせていただきました。ぜひ、この検証についてはしっかり現場の声を聞いていただきますように。負荷を救急隊員にかけますし、多額の費用も使いますし、でも、結果として、入力が大変なだけで大した効果が出ないよということも、ひょっとしたらあるかもしれません。私は推薦をさせてもらっていますけれども、あるかもわかりません。そこのところも含めてゼロベースできちんと検証いただいて、やるべきかどうもかも含めて考えていただきたい。

それから、最後にもう一つだけ、金額もやっぱりちょっと高いのではないかなと思っています。維持管理費。まだ正式に出ていませんからあえてここでは述べませんが、県にはICTの活用にかかわってCIO補佐業務の委託がございます。御相談いただいているかどうかわからないんですが、ぜひCIO補佐業務の中で委託をいただいて、今のライセンス使用も含めて適正なのかどうかというのは一度議論いただきたいなというふうに考えます。そのこともお願いさせていただいて、次の項目に移らせていただきます。

三つ目、三重ブランド伊賀牛の海外輸出についてです。

知事はこの8月から9月、精力的に海外訪問を行ってこられましたが、その中で、8月25日から28日にはアメリカ訪問を実施、ワシントン州シアトル市、テキサス州サンアントニオ市を訪問されています。その行程の中で、現地時間で25日には在シアトル総領事公邸において交流会を開催、伊賀牛の海外への流通拡大を目的としたプロモーションをその場で行っていただきました。議会からは、地元伊賀から岩田議員も同行いただいています。

この交流会自体は、ワシントン州の行政機関、大学、研究機関、企業、日本人関係者の皆さんを御招待したレセプションであったとお聞きしていますが、新聞等によれば、当地では生産量が全米第2位のワインとのコラボレーションで伊賀牛の料理が振る舞われ、招待客の皆さんにはとろけるような味わいが大変好評であったとのお話です。

今回の伊賀牛の海外出荷は、伊賀産肉牛生産振興協議会のほうで御準備をいただき、伊賀市、名張市、それぞれから1頭ずつが選ばれ、群馬県の施設で屠畜され、検疫を経て空輸されたものです。伊賀牛としては初めての海外展開の話であり、想定できない様々なリスクが考えられるわけですが、県が先導することによってこういう機会がつくられたことは、地元としても大変ありがたいことです。

残念ながら写真が、総領事公邸が場所ということで、なかなかちょっと制 約があるみたいで、今日はお出しができないんですけれども、同時に、会場 には現地の高級レストランバイヤーや食肉流通関係者が来られており、BtoB の現地商談会も開催され、伊賀牛の生産者や流通関係者が直接個別面談を行 い、意見交換が図られたようです。1月にはいよいよ松阪牛も、アメリカに 向け試験輸出されるやにお聞きします。

さて、こうした動きは、消費量が落ち込む一方、子牛の取引値段の高騰や 飼料代の高騰に悩まされる畜産農家にとっては、少しでも販路を拡大し、も うかる畜産業へと展開を図る絶好のチャンスでもあります。

また、TPPもまだ動向が定まりませんが、農産物も海外に打って出る戦

略が求められる時代なりました。

県も今年度から、こうした輸出をどう海外に展開していくか、三重県農林 水産物・食品輸出促進協議会を設置いただき、プランを進めていただいてい ます。それゆえに、今回の取組は、単なるパフォーマンスや一過性のものと ならず、持続的なチャレンジにどう持っていくのかが注視されるところです。

今回のプロモーションの手応え、今後、克服すべき課題は何か、また、持 続的なチャレンジに持っていくための、県として今後どのような支援策をお 考えいただいているか、知事と農林水産部長にお尋ねをしたいと思います。

[鈴木英敬知事登壇]

〇知事(鈴木英敬) 今回のシアトルでの伊賀牛プロモーションの課題、手応 え、こういうものについての御質問をいただいました。

今回のシアトルでの伊賀牛プロモーションでは、初めて伊賀牛を米国に輸出するに当たり、伊賀産肉牛生産振興協議会関係者に参加していただき、在シアトル日本国総領事公邸に、地元政財界、現地の高級レストラン及び食肉流通業者等の現地バイヤーなど約90名を招いて、伊賀牛のトップセールス及び商談会を行いました。

メニューにつきましても、ワシントン州が全米第2位のワイン生産量を誇ることから、ワインとサーロインの網焼き、もも肉の照り焼きソース風、ばら肉の焼き肉風など、伊賀牛のコラボレーションメニューを提供したほか、サーロインを使った、たたきずしなど、牛肉の各部位に合った調理方法も紹介するなど、食べ方の提案も行ったところであります。

私も現地でバイヤーから直接話を聞いて、食味については驚きを伴う非常 に良好な結果という高い評価をいただきました。

また、シアトルに日本の和牛が商業的にまだ入っていないことから、市場 開拓の余地は大きいという感触も得ることができました。

一方、一部のバイヤーからは、伊賀牛が米国では高級とされる米国産和牛の2倍以上となることなど、価格面を指摘する声があったことも事実です。

また、参加した方々からも、課題もあるが今後の海外展開へのモチベー

ションが高まったなどの声もいただきました。

これらの結果を踏まえて、今度さらに伊賀牛の本来の魅力や価値を伝えることができるよう、シアトルでのセールスに参加してくれたレストラン等の、現在交渉を継続し取引成約の可能性の高い方々を中心に、本年度中に米国から県内にバイヤー等を招いて、生産農場の視察、生産者との意見交換会や試食会等を開催し、成約に結びつけていきたいと考えております。

また、価格面の課題解決については、高級部位以外の利用や輸送方法の変 更等を検討していく必要もあると考えております。

これらの取組について、伊賀産肉牛生産振興協議会をはじめ、関係団体や関係市町、商社等と十分連携しながら、シアトルでの和牛輸出の先行者として着実な展開を図っていきたいと考えております。

[橋爪彰男農林水産部長登壇]

○農林水産部長(橋爪彰男) 先ほど知事から答弁させていただきました中で、 特に課題と今後の対応の部分、少し重なりますけれどもお答えしたいと思い ます。

今回の伊賀牛のプロモーションで見えてきた課題の中で、やはり一番大きなものは、一部のバイヤーからも指摘がありました価格面での対応だというふうに考えております。このため、まずは価格に見合う価値を有することを理解していただくということが大事だというふうに考えておりますので、どのようにしてこのおいしい牛が育てられているかということを直接見ていただくというようなことが非常に大切であろうということで、先ほども答弁させていただいたように、年度内にバイヤーを現地のほうに来ていただいて、生産者との意見交換会なんかも含めてその理解を深めたいというふうに思っています。

もう1点は、やはりその価格を下げる工夫というのも要るだろうなという ふうに思っていますので、これは、米国では比較的ニーズが低いと言われて いるばら肉であるとかもも肉、この辺もやはりどのように売り込んでいくか ということを考える必要があるかなと思っています。 今回のプロモーションの中で、全米有数の食品流通企業の一つのメニューの開発責任者からは、様々な部位のサンプル提供や調理方法の提案などを通じて、今後も継続してお互いの協力関係を深めていきたいという、こんな声もいただいておりますので、高級部位以外の取り扱いについての検討を具体的に進めていきたいなというふうに思っています。

あと、そこはまた中長期の課題とも言えるんですけれども、生産体制をいかに上げていくかという、その辺が非常に大事になってきますので、今後は地元JAであるとか生産者の方と、その点の対応については具体的な協議を進めていきたいというふうに考えています。

[30番 北川裕之議員登壇]

O30番(北川裕之) 御答弁をいただきました。

知事の答弁を聞かせていただきながら、ちょっとおなかがぐぐっときてしまいました。

おっしゃっていただくように、課題としては、まず、やっぱり大きな壁はコストの問題だというふうに思います。求められるのがどうしても高級部位だったということで、他の部位等も含めて利活用、ミックスして売っていく、そういう戦略を持って全体のコストダウンを図っていくんだというふうな課題を聞かせていただいていますので、ここのところはぜひしっかりと議論をいただきたいなというふうに思います。

それから、生産体制の面では、やっぱり肥育のキャパの問題もありますので、この辺は時間があれば答弁いただきたかったんですが、こちらのほうはもう、国内の話として子牛の取引の値段が高いですから、やっぱりその辺の子牛の値段をいかに安く仕入れるか、あるいは、飼料も非常に高いですから、このあたりをどういうふうに下げていくかという、利幅を広くとるために、入ってくるお金も、安く買い、高く売ってと、両方をぜひやっていただきたいなというふうに思っています。

あと一つの課題は、私、ネーミングの戦略だと思っていまして、現地で忍者ビーフというような名前も言われていたようでございますが、この辺の雰

囲気、もし知事がつかんでおみえでしたらお聞かせください。

○知事(鈴木英敬) 確かに、伊賀市の部長も一緒に来ていただいて、最初の スピーチをしていただいたときには、伊賀牛と言ったときよりも忍者ビーフ と言ったときのほうが非常に会場の反応は高かったというのも、それは事実 だと思うんですけれども、瞬間的にはそういうのがいいのか、今後、全体的 に伊賀牛を売り込んでいくに当たってどういう名前がいいのかなども含めて、 生産者の皆さんとか流通にかかわる皆さんの率直な御意見を聞いて考えてい きたいと思います。

[30番 北川裕之議員登壇]

O30番(北川裕之) 海外に打って出るのに非常に重要な要素だと思いますので、ぜひいい形で売り込んでいただきたいなというふうにお願いをさせていただいて、最後の質問に移らせていただきます。ちょっと時間が足りませんが頑張ります。

伊賀管内の国道、県道の整備についてであります。

平成23年6月に策定された道路整備方針によれば、県内の道路の改良率は全国39位、まだまだ道半ばと記されていますが、伊賀地域、とりわけ名張市はこの改良率が非常に低いところであります。そして、地域最大の課題と言える伊賀―名張間の国道368号の4車線化の遅れはさらに顕著であります。

こうやって後ろを向きますと、50人の議員の顔を拝見しますと、やっぱり 地元、中森県議と私がジェントルマン過ぎるのか、なかなか声が届かないの でしょうか。しかし、仏の顔も12年、地域住民の気持ちと同様、鬱積するも のがございますので、今日は少し声を荒げてしまうかもしれませんが、お許 しをいただきたいと思います。

今さらではありますが、伊賀市守田町の名阪国道インターチェンジから名 張の国道165号までの間の国道368号は、伊賀市、名張市を南北を結ぶ幹線道 路であるとともに、地域の産業道路、災害時の緊急輸送道路、伊賀市、名張 市、両市の二次救急輪番病院を結ぶ搬送道路、命の道であり、その4車線化 は地域最大の課題です。毎年いただく行政要望の第一であり、関係市町で構 成する国道368号改修期成同盟会からも毎年要望をいただいています。特に 朝夕通勤時の渋滞は目に余るものがあり、地域住民が強く切望する整備でも あります。それゆえに、進捗の遅さには大きな不満があります。もちろん、 この間、私どもも常に声を上げてまいりましたし、県土整備部並びに伊賀建 設事務所にも大変努力はしてきていただきました。

そもそも、平成10年に策定され15年に見直しを受けている県の道路整備戦略、これには、名張市側の9.1キロメートルは、重点整備箇所として当初位置づけをされていませんでした。私が議員になったとき、大変これには驚いたわけですが、なぜなら、伊賀市―名張市間は全線、おおよそその用地買収もなされ、4車線化が目標であることは誰の目にも明らかであったにもかかわらず、そういうことになっていました。当時のいきさつまでは後追いできませんが、恐らく全体予算の中でカットされたものと推測されます。

私どもを含め、行政や地域住民の多くの声を聞いていただいて、平成21年度にはようやく名張市側の路線も整備に着手をいただくようになりました。現在、名張市から7000人以上の方が伊賀市に通勤しています。朝夕の通勤時には国道368号の名張市側の渋滞が激しいことを考えると、東側の工区と並行して名張市側の整備も進めていく判断は適切な判断をいただいたと思っております。

しかし、伊賀市側も名張市側も、整備自体はその後も足踏み状態が続いています。県には、伊賀建設事務所に増員もいただき、それでも少ない職員数ながらも努力をしていただきました。

しかし、伊賀市側大内橋から菖蒲池までの5.1キロメートルの大内拡幅工 区は、すぐにでも4車線供用が進むように見えましたが、時間の経過が長過 ぎて、道路沿線に工場や商業施設がたくさん建ち並び、供用に踏み込むため の中央分離帯の設置に、別途大型の車が方向転換可能な回転場を設置する必 要が生じてしまいました。

一方、名張市側工区も、近鉄大阪線の桔梗が丘跨線橋、線路の上をわたっている橋ですけれども、新たに耐震補強が必要になるなど、作業は進めてき

ていただきましたけれども、しかし、県民に見える形での進捗は図れなかった経緯があります。

地域最大の悲願でありながら、渋滞解消とスムーズな交通の確保という点ではいまだ成果が出せていないのが現実であります。たび重なる国の道路予算の変容、予算規模の縮小で、整備期間や投資を定めた道路整備戦略が立ち行かなくなり、3年間の事業計画を示すにとどめた道路整備方針に取ってかわったのはやむを得ないとしても、国道368号のような重要路線については、その完成予定や整備計画を適切な時期に県民に示すべきと考えます。これだけ大きな懸案事項で、なおかつ用地も、一部交差点改良で追加買収は必要であるとはいえ、既に4車線化のための用地はおよそ確保済みであることは県民にも明らかな状態で、完成予定や整備計画が示し切れていないことは、やはり大きな問題だと言わざるを得ません。少なくとも、5.1キロメートルの大内拡幅工区と、4.8キロメートルの名張市工区分だけでも、期限を切るべきです。

ここで、県土整備部長にお尋ねをいたします。

伊賀市―名張市間の国道368号4車線化の現在の進捗状況、今後の課題、そして、完成までのタイムスケジュールをお示しいただきたいと思います。

また、あわせて、地域課題である国道368号上長瀬工区、県道上笠間八幡 名張線、滝之原地内の県道名張青山線についても、今後の整備予定をお聞き したいと思います。

〔土井英尚県土整備部長登壇〕

〇県土整備部長(土井英尚) 道路整備について4カ所の質問をいただきました。順次答弁させていただきます。

まず、1カ所目の国道368号の4車線化につきましては、議員御指摘のように、大内拡幅工区、伊賀市内の5.1キロメートル、それと、伊賀名張拡幅工区、名張市内の9.1キロメートルの区間について事業を進めておる次第でございます。

まず、大内拡幅工事につきましては、金坪交差点から菖蒲池交差点までの

1500メートルの区間を平成18年度より整備しており、平成27年度に4車線で供用する予定でございます。同工区につきましては、地元代表者で構成される368号線沿線整備検討委員会と、4車線化整備の進め方や各種課題について定期的に会議を開催し、調整をしているところです。先ほどの平成27年度に供用を図る区間に引き続き、北側の700メートル区間につきまして、この検討委員会と調整を進めてきたところであり、引き続き工事に着手できるよう、現在、道路詳細設計を進めているところでございます。

さらに、その北側の大内橋までの1300メートル区間につきましては、今年 度道路予備設計を行い、検討委員会と調整を進めていきたいと考えておる次 第でございます。

また、伊賀名張拡幅工区におきましては、安場交差点付近の拡幅工事を進めておりまして、名張市街から名阪国道治田インター方面へ向かう左折車両が多いということから、今年度内に左折レーンの設置を行うこととしております。

また、特に渋滞の著しい桔梗が丘駅口交差点の渋滞緩和を図るため、まずは4車線化に先立ちまして、この9月に近鉄大阪線の桔梗が丘跨線橋の橋台及び橋脚の耐震補強工事を発注したところでございます。

今後、この伊賀名張拡幅工区におきましては、工業団地や地元自治会との 調整に着手し、他の区間についても拡幅工事を進めていきたいと考えておる 次第でございます。

この二つの工区において、4車線化に当たりましては、農耕車の横断の安全対策、それとか、議員も御指摘の、新たに中央分離帯を設置することによる沿道利用の制限に対する要望等、いろいろいただいており、地元調整が必要で、伊賀市及び名張市と連携して、地元自治会などと調整を図りながら順次事業を進めているところでございます。

今後も引き続き、地域の皆様の御理解、御協力をいただきながら、早期の 供用に努めてまいりたいと考えておる次第でございます。

それと、2点目の国道368号の上長瀬拡幅工区につきましては、平成19年

度より事業を進めており、今年度は布瀬橋の上流部に位置する1号橋の下部 工を発注したところであり、引き続き、年度内に上部工もあわせて発注する こととしております。

今後、橋梁前後の改良を進め、当該区間を、平成27年度に供用することと しており、供用済みの840メートルと合わせると、連続する約1200メートル の区間が供用できる予定となっております。

残された区間についても順次整備を進め、早期の供用に努めてまいりたい と考えております。

3カ所目の県道上笠間八幡名張線につきましては、平成22年度から事業を 進めており、名張市側の事業中区間650メートルについて、今年度中の供用 開始に向け工事を進めているところでございます。

さらに、同工区の奈良県側から県道奈良名張線の交差点付近までの未事業 化区間800メートル区間につきましては、1級河川名張川を渡ることから、 河川管理者である国土交通省と橋梁に係る河川協議を進めており、それらの 協議内容について、概略のルートとかそういうことについて、地元自治会等 に説明をしているところでございます。

続きまして、4カ所目の県道名張青山線でございますが、国道368号から 県道青山美杉線までの区間が、幅員が狭小で通行に支障を来していることか ら、滝之原工業団地の進入口である市道の交差点の付近までの300メートル 区間について、今年度から道路詳細設計に着手したところでございます。

この区間については公図が混乱しているということから、平成24年度から 名張市において地籍調査を実施していただいております。これが平成27年度 に完成するということでございまして、その調査完了にあわせて、用地測量、 用地買収を進めていきたいと考えているところでございます。

今後とも、これらの道路整備については努力していきたいと考えていると ころでございます。

以上です。

[30番 北川裕之議員登壇]

O30番(北川裕之) 御答弁いただきました。

やっぱり、ちょっとジェントルマン過ぎましたかね。

ぜひ、今、今日お答えをいただけなくても、近いうちに、おおよその全体、真ん中の部分はよろしいですけどね、伊賀市側、名張市側の工区、めどを全体計画で示していただきたいことを強く要望させていただいて、そして、あわせて、お話をしませんでしたが、県道赤目滝線についてもしっかり汗をかいていただきますようにお願いさせていただいて、今日の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

〇副議長(奥野英介) 以上で、本日の県政に対する質問を終了いたします。 これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○副議長(奥野英介) お諮りいたします。明26日から28日までは休会といた したいと存じますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長(奥野英介) 御異議なしと認め、明26日から28日までは休会とすることに決定いたしました。

9月29日は引き続き、定刻より県政に対する質問を行います。

散 会

○副議長(奥野英介) 本日はこれをもって散会いたします。 午後3時2分散会